

R D問題周辺自治会連絡会との話し合い概要（緊急対策等）

日 時：平成21年9月4日（金） 19：30～22：20

場 所：栗東ニューハイツ自治会館

出席者：（滋賀県） 西嶋部長、上田室長、梶岡参事、井口副参事、谷川副主幹、鵜飼副主幹
コンサル3名（(株)建設技術研究所（1名）、中外テクノス(株)（2名））

（栗東市） 乾沢部長、竹内課長、今村室長

（県会議員）三浦、九里、木沢、生田、奥村、節木、佐橋

（市会議員）田村、太田浩美、馬場、國松篤、下田、高野、藤田、吉仲、野村、池田、林

（住民） 27名

（マスコミ）NHK、産経新聞、京都新聞、読売新聞、滋賀報知、毎日新聞、中日新聞
（全出席者 67名）

1. 主な意見

（R D問題周辺自治会連絡会）

- ・県は連絡会を認知してほしい。連絡会は6自治会が横の連絡をとる場である。
- ・連絡会で得た情報や議論の結果を自治会でどう扱うかは自治会長判断である。
- ・連絡会でまとめたことは、各自治会の集約された意見として県は取扱わないのか。
- ・連絡会と各自治会単位の一般住民から出る質問、意見が全く同じレベルということは考えられない。
- ・急ぐために各自治会回って要望書、意見書を皆各自治会にレポートし、それをまたみんな持ち寄って一生懸命協議してひとつに絞った。それだけの努力をしている。

（焼却炉解体撤去）

- ・焼却炉の下の部分にも灰が埋まっているかもしれないので基礎部分も出してほしい。また、基礎より下の部分は廃棄物と砂層が接していてダイオキシンが地下水に出るというのを除く必要があると思うので撤去してほしい。
- ・万が一事故が起こったとき、例えばダイオキシンが飛散したときにどういうふうな対応をしてくれるのか説明してほしい。

（覆土）

- ・緊急対策の覆土はどの自治会もシートでしてほしいとお願いしている。
- ・環境省の覆土の条件は、覆土は最終的な段階でするものであり、覆土する場所に有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないこと、もうひとつは、生活環境保全上の支障の原因となる有機性の産業廃棄物等を十分に分別した上で行うことである。
- ・緊急対策で覆土したら全部除けなくてはならない。無駄である。だからシートでしてほしい。

（水処理施設の下水道接続）

- ・水処理施設を稼働させることによってどの程度浄化されるのかを定量的に示してほしい。
- ・国際情報高校側の方にダイオキシンが2000倍、鉛が500倍とか出ている浸透水がある

ので調べて、その地下水を処理してほしい。

(仮置き廃棄物の適正管理)

- ・仮置き廃棄物をなぜあそこに置くのか。住民感情逆撫でするつもりか。
- ・本当にやる気があるのであれば、きちっとできるはずである。
- ・具体的にいつまでにどういう方法でというのを出してもらいたい。
- ・PCB の入ったドラム缶のために、全部のドラム缶を置いておくというのはおかしい。
- ・ドラム缶、木くず以外の仮置き廃棄物をどのように処理するのか回答いただきたい。

(その他)

- ・住民の意見をきちんと処理すればもっと良い計画が出来ると思うし、組み入れてほしい。
- ・県は、恒久対策について、地元の有害物撤去の要望等を踏まえて検討されているだろう。その前提に立って緊急対策を計画しているのではないのか。
- ・恒久対策がはっきりしていないのに緊急対策でごねごねしているのはおかしい。
- ・環境省告示 104 号の基本方針は、有害物が処分場のどこにどれくらいの量が入っているのかを明らかにするという目的で調査しなさいとなっている。
- ・元従業員からの聴取で県が把握している有害物の全容を早く出してほしい。これ出してもらわないと恒久対策の議論に乗っていけない。
- ・恒久対策工を取り組むスケジュールを有害物の問題ベースで考えてもらわなダメである。
- ・今後のスケジュールを明確にしてほしい。

2. 協議概要

住民：みなさま、こんばんは。いつもRD問題ご協力いただきまして誠にありがとうございます。早速ですが、今日の議題に入らせていただきます。今日、県の方で予算を組んでます緊急対策ですけど、詳細設計に入ってってということで、中間でいろいろ、我々もどういう状況なのか、今日お聞きしたいという、またお願いもしたいということで要望を1日に出さしていただきました。要望としても。その回答を今日、順序と説明をしていただくということです。これから県の方から、その内容を説明をいただきたいと思います。その前に部長さんの方から何かお話ございましたらよろしく申し上げます。

部長：どうも皆さんこんばんは。琵琶湖環境部長の西嶋でございます。本日は皆さんご苦労さんでございます。またこのような場を設けていただきまして、重ねて御礼申し上げます。平素は皆さん方にはRD問題の解決のためにご尽力いただくことに対しまして厚くお礼申し上げたいと思います。本日は、今ほど[]さんの方からありましたように、今年度の予算で計上いたしております緊急対策工の詳細についてですね、皆さんに説明できるような内容がやや固まりつつあるという状況になってまいりますので、この辺について、今日は技術的な面もでございます。それからまた、いろいろお尋ねいただいた疑問点とかそういうのがございますので、それに説明しながらお答えをしていくということになると思いますけども、どうかよろしくお願い申し上げたいと存じます。この後は、技術の担当の方に説明をさせますのでよろしくまたお聞き取りください。じゃあよろしく申し上げます。

参事：こんばんは。最終処分場対策室の梶岡といたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は21年度の緊急対策工ということで、県から資料2部用意しております。平成21年度の緊急対策工について。それからRD最終処分場支障除去対策工についての要望・質問についての回答。この回答につきましては、あらかじめ9月1日にご要望あるいは質問いただきました回答となっております。それで、本日は設計を進めていただいておりますコンサルタントにも来ていただいております。自己紹介をお願いします。

コソ川：建設技術研究所の[]と申します。よろしくお願い致します。覆土工等の緊急対策工の設計を担当させていただきます。よろしくお願い致します。

住民：すいません、ちょっと会社名とかはつきり、聞こえない。

コソ川：建設技術研究所の[]と申します。よろしくお願い致します。

コソ川：中外テクノス株式会社の[]と申します。私は関西環境技術センターの調査計画室の室長をさせていただいてまして、今回、焼却炉の解体の方の設計をさせていただきます。

コソ川：同じく中外テクノス株式会社の[]と申します。どうぞよろしく申し上げます。

参事：それでは、平成21年度の緊急対策工についてというレジメの方から説明させていただきます。緊急対策工の設計について、考え方等々の概要が記載しております。まず一番初めに焼却施設の撤去、目的としましては、老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散防止が目的でございます。設計手順としましては、調査資料、関係法令を踏まえまして洗浄対策の範囲を検討して決定していく。それから各種関連法令に基づく洗浄解体撤去設計の実施をしていく。安全性を確保し、ダイオキシン類等有害物質が施設外に流出しない対策の検討でございます。それから、工事实施に関する指示事項の明文化。これによりまして、工事発注が出来る。工事発注に関する設計が出来るようになるということでございます。それから仮置き廃棄物の処理処分。仮置き廃棄物の適正処理または保管管理の適正化を目的としております。設計手順としましては、仮置き廃棄物の状況に応じた適正な処理管理の計画を行うということでございます。ドラム缶、それから屋外仮置きしております廃棄物。これについては、適正保管ということを考えております。それから木くず等につきましては、予算の範囲内におきまして適正処理、場外へ適正処理を考えております。それから水処理施設稼働と下水道接続でございます。既存の水処理施設を稼働させまして、汚染浸透水の浄化を図ることが目的でございます。設計手順としましては、既存資料及び水処理施設の稼働状況の確認を致します。そして修繕・改造の要否及び設計を行っていきます。また、既存施設の機能確認の試運転も行ってみたいと考えております。それから既存水処理施設から公共下水への接続の設計。これにつきましては、現在、浄化センター関係団体と協議中でございます。既存水処理施設の概略フローが枠内に書いております。原水を凝集剤を入れて攪拌しまして、凝集沈殿を行う。それから砂ろ過、活性炭吸着を行いまして処理水を下水道へ放流するという計画でございます。それから緊急覆土の設計としましては、未覆土部分の廃棄物が雨水等によりまして、飛散流出することを防止することを目的としております。下流の公共用水域の環境保全を目的としております。設計手順としましては、他公共事業の建設発生土を利用した覆土工の検討およびシート等による覆土工の材料等の検討。それから未覆土部分を施工範囲として検討いたします。コスト、施工性等を考慮しまして選定していくというような手順でございます。それから、既存排水路の破損部分の補修計画も盛り込んでおります。4番目としまして、処分場東側平坦地人家隣接環境改善対策の検討を盛り込んでおります。右側の表に参考として緊急覆土におけるメリット・デメリットを表にしております。土による覆土、それからシートによる覆土。それぞれ1番から4番まで、コスト、施工性、周辺への影響、維持管理についてメリット・デメリットを書き上げた表でございます。それから次のページ、2ページでございます。

住民：足崩していただけますか。

参事：周辺環境対策の考え方でございます。進入ルート。既存進入路を使用したいと考えております。参考までに、枠内に書いているんですが、仮に未覆土部分、2万3千平米すべて50cm覆土した場合のダンプトラックの搬入台数、概数、1台当たり5立方メートルくらいでしたら、1日120台、19日間のダンプトラックの出入りがあるということで、これはあくまでも試算でございます。それから、2番目に騒音、振動、臭気、粉塵の発

生についてでございます。重機の使用による騒音及び振動につきましては、低騒音型の重機の使用で対応したいと考えております。土工施工時における粉塵の発生につきましては、防塵対策のための散水等で対応。それから廃棄物の掘削および移動等に伴う臭気・飛散につきましては、仮置き物は緊急性を要するもののみ最小限の範囲ですと。やむを得ず廃棄物を掘削する場合は、シート等による養生、監視体制を十分行うということという考え方で設計していきたい思います。それから、その他といたしましては、作業時間は原則午前8時から午後5時までとする。それから仮囲いを行い、粉塵の飛散・振動・騒音の防止等を行います。また、解体に使用する重機類は、極力低騒音型のものを使用します。これは焼却施設の撤去の注意事項でございます。それから、工事前、工事中、工事後に敷地境界付近や工事作業場内において、ダイオキシン類の濃度測定を行います。これは焼却施設の撤去についてでございます。それから工事車両の通行に際しましては、安全運転を遵守するとともに、施設周辺の要所に交通整理員を配置します。そして、地元車両最優先の運用を徹底していきます。それから施工方法、環境調査等箇所、それから調査結果につきましては、地元住民の皆さんに適宜公表致します。これが周辺環境対策の考え方でございます。続きまして、もう一つのレジメでございます。RD最終処分場支障除去対策工についての要望・質問事項についての回答ということで、要望事項、それから回答、枠の中に書いております。緊急対策、焼却炉の解体撤去、これにつきましては、これにつきましては、早急に実施を要請するというので、ご要望されております。回答と致しましては、詳細設計・入札手続き等を行い、隣接自治会の協力を得て、できるだけ早く解体撤去を完了したいと考えております。2番目に、解体作業時の安全対策について具体的な説明をすること。まず、解体作業に影響を受けられる隣接自治会の皆さんに工事の概要を説明し、理解と協力を得ることが必要と考えております。その上で、節目節目に説明していきたいと考えております。それから3番目に、事故発生時の連絡・対応体制を明確にすること。これにつきましては、工事着手前に事故発生時の連絡・対応体制を明確にします。連絡体制作りを協力をお願い致します。4番目に、解体撤去後に周辺土壌のダイオキシン調査をすること。これにつきましては、解体撤去後に伴うダイオキシン類の飛散状況の有無を調査する必要があると考えております。2番目に覆土工についてでございます。としまして、緊急覆土には反対する。廃棄物の飛散流出防止はシートで行うこと。これについての回答は、覆土工の施工範囲や、それから材質につきましては、現場の状況や施工性、耐久性、維持管理性、経済性等を検討し、案ができればご説明してまいりたいと考えております。(3)としまして、西市道側法面工につきましてでございます。6としまして、恒久対策で行うべきであるが、破損したシートについては至急補修等が必要であるというご要望でございます。現時点では、西市道側法面については、ブルーシート部分の補修を行うことになると考えております。それからご要望のその他につきましては、でございますが、特措法適用申請の調査は環境省基本方針の記載どおりに実施すること。これにつきましては、県と致しましても産廃特措法に基づく国からの支援は欠かせないものと考えております。環境省の同意が得られるよう、県が責任を持って対応します。なお、これまで助言を受けてきました産業廃棄物処理事業振興財団が発行します「不法投棄現場等現地調査マニュアル」というものがありまして、これによりまして、対策工を決定するための事前調査は3,000平方メートル程度ごとに1カ所、これは約60mメッシュになります。の試掘また

はボーリングを行った後、支障の範囲の絞り込みのため、30mメッシュの試掘を実施するとしております。この調査手順につきましては、第3回の対策委員会で審議され実施してきたところでございます。北尾団地側のセットバックや深掘り是正工事で約10万立方メートルにもおよぶ廃棄物の掘削や、元従業員の証言等に基づいた約1万5千立方メートルの掘削調査に加えまして、60mメッシュで調査を行ってきたところであり、

住民：説明中なんですがすいません。今日お車でみえられた方、駐車場、事前に案内させてもらってたんですけども、コンビニのところに止めておられる方がおられるみたいで、ちょっとすぐに移動させてくれということで、お店の方から連絡がありましたので、申し訳ないです。ちょっと移動させていただいて、白髭神社の横に止めていただくか、あそこがいっぱいになりましたら、道路沿いに申し訳ないんですけど止めていただくかしていただけますでしょうか。移動の方、すいません、車の移動の方、よろしくお願います。

参事：ちょっと休憩・・・

住民：ちょっと休憩しましょうか？

参事：だいぶ出て行かれましたので。

住民：小休止。雑談でどうぞ。

【中断】

住民：そうしたら、始めさせてもらいます。

参事：今、途中まで説明しました、ページ1の一番下のその他、特措法適用申請の調査は環境省基本方針の記載どおりに実施することといたしまして、県としても産廃特措法に基づく国からの支援は欠かせないものと考えています。環境省の同意が得られるよう県が責任を持って対応いたします。なお、これまで助言を受けてきました産業廃棄物処理事業振興財団が発行します「不法投棄現場等現地調査マニュアル」では対策工を決定するための事前調査は3,000平方メートル程度ごとに1カ所、3,000平方メートル程度に1カ所と言いますのは、約60mメッシュでございます。(60mメッシュ)の試掘またはボーリングを行った後、支障の範囲の絞り込みのため、30mメッシュの試掘等を実施するとしております。この調査の手順につきましては、第3回対策委員会で審議され実施してきたところであります。北尾団地側セットバックや深掘り是正工事で約10万立方メートルにもおよぶ廃棄物の掘削や、元従業員の証言等に基づいた約1万5千立方メートルの掘削調査に加えまして、60mメッシュで調査を行ってきたところであります。基本方針が求める調査については十分に満たしていると考えております。番目、元従業員からの聴取で県が把握している有害物等の全容を至急公開すること。これにつきましては、昨年2月に掘削調査を実施しましたが、これは、一昨年9月時点までの元従

業員等の証言などを基に行ったものでございます。この後現在まで元従業員に聞き取り調査を実施しています。今後聞き取り調査への影響を検討の上、調査結果の内容を説明いたします。番目としまして、緊急対策についての話し合いは周辺自治会連絡会(構成の自治会)に行い、住民意見・要望を対策に反映すること。連絡会以外の説明は県の判断で行うこと。これにつきましては、県としましては、緊急対策工事を実施ししていく上で、ダンプトラックの出入り、それから工事騒音などの影響を受けられる自治会と住民の皆さんに工事の実施について理解と協力を求めたいと考えております。その意味で隣接自治会に対する説明を優先していきたいと考えています。ただ、隣接自治会から周辺自治会連絡会の説明を優先して構わないということであれば、そのように説明会を実施していきます。番目、特措法適用申請の調査が環境省基本方針どおりでない場合、差異のある全項目についてプラス・マイナスの影響を説明すること。これにつきましては、前ページの、1ページの番のとおり、基本方針が求める調査を行ったと考えております。3ページに移らせていただきます。これからは質問事項でございます。(1) 水処理施設の下水道への接続について、水処理施設の性能はどうか。どの程度能力アップが計画されているのか。これにつきましては、機器性能の確認は本年度も行う予定ですが、平成19年度に試験運転を行っております。その結果、水処理は下水道法に基づく基準を満足する結果となっております。今回の緊急対策は既存水処理施設を稼働し、汚染浸透水を処理することを目的としておりまして、能力アップは考えておりません。番目、処理能力は浸透水、日83.7t、地下水、日21.3tで、鉛・ダイオキシン・CODだけに対応している旨、以前県から説明があった。この処理施設で処理しきれない有害物を含んだ水を公共下水道に放流して法的に問題はないのか。これにつきましては、下水道法に基づく基準を満足する処理水でなければ公共下水道に放流できないため、基準を満足する処理水とするのは当然のことであると考えております。番、処理能力は単純年間平均値で設計されており、梅雨・集中豪雨・ゲリラ豪雨など平均値を上回る変動にはどう対応するのか。これにつきましては、緊急対策は廃棄物中の浸透水を現有施設の能力の範囲内で処理することを目的として行うものであり、緊急対策のみで浸透水や地下水をすべて処理できるものとは考えておりません。恒久的な対策工の工法により、浸透水処理や地下水処理の考え方が違ってきますので、対策工の設計の段階で対応していくこととなります。番、汲み上げ井戸の配置はどのように考えているのか。これにつきましては、地下構造からみて浸透水の最下流となる既存井戸で汲み上げる計画です。また、今回の緊急対策は現有施設の範囲内で対策を講じようとするものであるため、新たな井戸の設置は考えておりません。番、少しでも汚染地下水を汲み上げて浄化するとの説明であったが、地下水と一緒に汲み上げられる有害有機物の処理はどうするのか。水質分析からみて、有害有機物の汲み上げ量は微量で、現時点では、既存処理施設で十分処理できるものと考えております。番、汚染地下水の汲み上げによるVOCへの対応を処理施設・送水溝・下水の各段階でどのように考えているのか。これにつきましては、水質分析からみて、有害有機物の汲み上げ量は微量で、現時点では既存処理施設で十分処理できると考えております。4ページに移らせていただきます。質問の7番でございます。栗東市との調整が必要と説明会で答えていたが、市との調整の進捗はどうなっているのか。これにつきましては、市下水道管理者との協議は済ませております。現在、草津市の浄化センター関係団体と協議中の状況でございます。(2)番、

水路工について、 の質問でございます。水路工の詳細が不明。既存水路の補修とのことだが、どこをどのように補修するのか。これにつきましては、処分場侵入部分の破損している水路や西市道側の水路の埋没が見受けられます。雨水排水についての補修や清掃等を設計に盛り込んでおります。排水経路を調査し、補修等の必要箇所を決定していきます。質問の(3)仮置き廃棄物の適正管理について、 いつまで置いておくのか。これにつきましては、木くずは処理したいと考えております。ドラム缶は内容物にPCBが含まれており、処理施設が整備されるまで、当面保管することとなります。この処理施設は国内で処理施設が整備されていない状況ということでございます。長期にわたり保管しなければならない理由は何か。PCB 汚染物は、場外搬出ができないので、処理施設が整備されるまでの間、保管することとなります。(4)番、周辺環境影響調査について、 周辺環境影響調査は緊急対策に該当するのか。緊急対策とは考えておりません。

実施目的は何なのか。具体的にどのような項目を調査するのか。例年測定の8箇所のモニタリング、これに加えて、下流状況の状況を把握するため、範囲を広げて調査するものがございます。具体的な内容は市と連携しながら進めていきたいと考えております。(5)番、有害物のケーシング調査について、この調査の目的は何か。住民の皆さんのご意見を受けまして、これまで実施してきました掘削やボーリング調査に加え、ケーシングにより有害物を調査しようとするものです。14番、恒久対策に役立つ調査方法を採用すべきと判断するが、どのように考えているのか。これにつきましては、「よりよい原位置浄化策」を実施していく上では、水処理施設の稼働を長期間行う必要があります。この稼働期間を短縮しまして、処分場の安定化を図るためにも有害物の調査を行いたいと考えております。以上、21年度の緊急対策工、それから9月1日に要望・質問いただきました回答でございます。

住民：はい、ありがとうございます。それでは質問に入ってよろしいですか。今ご説明ありましたが、何かご質問ありましたら、県のほうに質問していただくようお願いいたします。できるだけ絞って、例えば「焼却炉の解体撤去」、これに関して集中的に話をして。全体関連性があるので、特にこだわりませんけども。誰か。…はい、お願いします。

住民：焼却炉の解体撤去、これをできるだけ早くやっていただきたいんですが、解体した後ですね、この焼却炉、もともとあの焼却炉、低いところにありまして、いろいろ話聞いてみるとあそこにどんどんどん積み上げていってですね、いたというそういうこと聞いてるんですが、ですから、解体した後表面だけでなしに、ちょっとほじくり返してですね、中のほうもダイオキシンなんか調べていただいて、そういうなん思ってるんですけども。それはなぜかという、それはいつでしたか前に、この撤去のこれで頂きましたやつですが、特記仕様書というやつですけども平成21年度第RD-1号ということにも書いてあるように、例えば東側の方、これ木くず専用の焼却炉なんですが、ここもですね焼却炉の付着物からダイオキシンが見つかっている、と。これはもう木くず専用やのにこういったものが見つかっておるといことも伺ってますんで。ま、おそらく他のもんも一緒に焼却したんじゃないか。

それからもうひとつのほうですね、もうひとつのほうは、非常に不可解なことがあるんですよ。というのは、南側の焼却炉ですね、炉内の、炉の中の付着物からは高濃度の

ダイオキシンがあるというふうに言われてるんですが、ピットですね、灰出しピットからは基準値を下回るここに書かれてるんですが、あそこRDはですね、24時間稼働しとって、要するに焼却灰を出さんならん、電気集塵機とかそういったもんですね、熱いのに焼却灰を急いで出さんならんということで、水をかけた。水をかけたとそういうことを聞いてるんですけども。それでその、ある一定時間になると黒い水がですね流れてきた、と。そういうことも聞いてますんで、かなりまあそういうダイオキシン含まれた水がですね、浸透してるという、思ってるんです。ですから、できるだけ掘ってですね、調査していただきたい、と。炉を解体した後ですね。そういうふうに思ってるんですけど。ぜひともそれお願いしたいと思ってるんですけども。

副参事：焼却炉につきましてはだいぶ老朽化してますので、倒壊のおそれもありますので、早いことせなあかんということでやるわけなんですけども、今回あくまで緊急対策ということもありますので、とりあえずその倒壊のおそれの無いように、少しでもできるだけ安全な形にやる、ということで考えておりまして、今おっしゃった下の方どやとか、その辺についてはちょっと予算の関係もありますので、とりあえずは緊急対策としてできるところまでやって、その後はまた恒久対策の中で考えていくようなこともあるかなあというふうに考えています。ちょっと今の段階で、ちょっとこうしますというのがちょっと申し上げられないんですけども。

住民：そしたらなおさら、覆土をしていただくというのはあかんのですね。

副参事：先ほども説明ありましたけども、シートにするか覆土にするか、場所によって、例えば市道側やったら非常に急ですんで、ここ土被せるといって非常にたいそうな話になりますんで、例えばシートに適した場所、覆土に適した場所というのがあるかも分かりませんし、検討さしていただいて、また決まればというか検討が進めばまた説明さしていただきたい、というふうに考えてます。ちょっと今の段階では絶対シートですとか絶対土ですとかいうのは、ちょっと申し上げられないんですけども。

住民：ちょっと今説明がよく分からなかったんですけど、緊急対策だから倒れないようにちゃんとする、と。そんなお話ありましたよね。解体撤去ですよ。全部きれいに解体して撤去してもらうということですよ。

副参事：上の方はあれですけども、解体撤去しようと思ってるんですけども、例えば基礎部分の下の方とか、その辺どこまでできるかというのは、今の設計委託の中で、検討していったり、今の段階で「ここまでやります」というのはちょっと言えない、ということでございます。緊急対策とは言うても、緊急対策を終わった後、完全に恒久対策まで終わってしまうまでダイオキシンが飛散流出したりするようなことがあってはなりませんので、その辺はきちっと。とりあえず緊急対策としてのキリがつくところまでをしっかりとさせていただく、ということで考えています。

住民：そしたら、さっきの話、今、先ほどの発言のように、地中の中のほうにも存在する

可能性はある、というふうに考えられるとしますよね。抜本対策をやるときには、そこをまた取って調査するということですか。

副参事：対策工をどうするかが、今決まってない段階ですんで、それによってどういう調査しようかというのが、詳細設計に向けての調査書というのが決まってくるので、今「こうします」とか「しません」とかいうのはちょっと言えへんということですよ。

住民：よろしいですか。焼却炉の解体、あそこは5, 6mのピットありますね。あれ水中ポンプ壊れて現在水がいっぱい溜まっていますけど、その解体の時その辺の水はどうするのか、ダイオキシンが相当入っているようにも思われますけど、それとあのピットは同じく今回で解体するわけですか？

副参事：水については、問題ある、汚れがあったりするやつは、あっこへ空けるとかそんなのではなくて、産廃として場外搬出して処分する、ということになるかと思えます。撤去するかどうかは、今これから検討するということになります。それで、ダイオキシンの飛散、焼却炉について言うたらダイオキシンの飛散流出ですとか、倒壊ですとか、そういう危険が無いようにさしていただくということです。ちょっとその個々の部分についてどうするというについては、詳細設計の中で詰めていくということになります。

住民：次よろしいですか。あのね、今、説明聞いてますとね、この質問というか要望事項ですね、これ前もって県のほうに出されてるわけですよ。それを県のほうで検討されて回答してもらってるわけですよ。その今の説明の中でね、何か一歩進んでは二歩さがるようなね、そういうふうな説明にしか我々はとれないんですよ。で、前もってこの要望書が出てる以上ね、なぜその県のもっとね、対策室という、良いのか悪いのか分かりませんが、その中でもっと詰めた形でできなかったんですか、この回答を。何かこう行き当たりばったり、こちらがこういう質問すれば行き当たりばったりのような、「まだそれは検討中ですよ」とか、やれどうのこうのと、というような回答をされてるんですけどね、何か腑に落ちないですけどね。

室長：私から。今日は委託業者も来てもらってます。で今、設計の途中なんですけども、当初私ども、まず隣接の周辺自治会の、自治会と住民のみなさんに、まずご意見をいただいて、そのご意見を設計の中でどう組んでいくかという形で、上向さん、小野さん、それから北尾さんには一度話をさして欲しいと、ご意見を聞きたいということで申し上げたんです。その中で、いっぺん周辺6自治会で話をして欲しい、ということで今日あったわけで、私もまだ設計が進んでない段階ですんでそういうことになってしまいうんですけど、それはそういうことの内容で私ども[]さんあたりに話をさしていただいていると思うんですけども。そういう意味でちょっと不満があるかもしれませんが、今日の所はまだそういうことをご容赦いただきたいと。まずご意見聞いた上で、設計のほうに活かしていく、そしてその設計ができた段階でまたお話をさしていただこう、と、そういう思いの中で今日は第1回目と、こういうことでございます。

住民：すみません、後ろの方。今言われた隣接の自治会と周辺の自治会は、どういうふうにして区分けしてるんですか。初めて聞いたことなんですけども。

室長：昔から掘削調査やる段階で、上向さん、北尾さん、それから小野さんへ説明にあがらせてもろてたと思うんで、そういう中でやらさしていただけてます。で、その中で中浮気のほうも説明しなさい、ということであればまた説明に寄っていただくというふうに思ってます。

住民：緊急対策、恒久対策に関して、いろいろRD問題に関して、7自治会と話をさしてもらおうというのは県のほうから言われて、去年からずっとその方針で来てますよね。今年はまだ変更したということですか。他の自治会長さんには説明する必要はないんですか。

室長：緊急対策の工事をやらしていただく。その中で、その先ほども申し上げましたけども、騒音でありますとか、場合によっては出んと思えますけど悪臭でありますとか、それから粉塵、ダンプの音、そういうもんがある中で、やっぱりその影響を受けられる所にまずは説明さしていただいた上で、ご意見聞いた上で、全体の話をしていただくのが、うちは筋やと思てました。で、その中で、6自治会のほうに説明してくれたらええんやと。で、今回は上向さんから小野さんからも、この6自治会のほうで説明してくれと電話いただいたわけでございますんで、さしてもらってる訳なんです。そうしないと、確におっしゃるかもしれませんが、例えば実際被害が、私ども過去の経験から申し上げますと、「まず一番困んのわしらやのに、なんでわしら一番最初に話してくれへんねん」ということも言われてきておりますんでね、そこがそういう形で、ダンプの出入りとかそういうことの影響ある所を優先させていただく。しかしそれは各自治会のご判断いただいて、6自治会と一緒にやということであれば一緒にさしていただく、ということでございます。

住民：まず6自治会のほうに話をさせていただいて、「対応さしてください」と。各個別の自治会長のほうで、自治会のほうで単独で聞きたいというときは、そうしてください、ということできちっと申し入れたし、現状はそういうふうになってるといふふうにして進めておるんですけど。

室長：そういうことで、上向の自治会長さん、小野の自治会さんがですね、この工事説明については、要するにこの6自治会のほうで説明した後に、小野自治会さん上向自治会さんへ入らしていただく、ということで、今後もそういう形でよい、ということであればそういうふうにしていただきたい。

住民：それはいいですよ。せっかく連絡会というのを作ってますんでね、やっぱりみなさん来ていただかんと。ほんまに上向だけの人とか、小野だけの人とかそういうことやなしにね、せっかくのこんなずっと続けてるのにね、ちょっとおかしいと思うんですわ。一緒でよろしですよ。

室長：そうですか。

住民：小野としても、住民さんのご意見も必要ですので、住民の中で県からの説明をお願いしたいと。

室長：もちろんさしていただくんですが、先に、過去いろいろやってる中でですね、経験則で言うて悪いんですが、「一番迷惑受ける所に先に説明来るのが筋やないか」ということも言われてきた経過もございますのでね、その辺でちょっとこだわってるだけで、今この場で、これは6自治会に先説明さしていただいて、あと小野自治会、上向自治会さん、それでよいということであればそういう形にさしていただきたいと思ってます。

住民：お願いします。

室長：それは何もこだわってるわけじゃないんです。

住民：お願いします。部長さん、すみません。ちょっとついでというか、確認さしてもらいますけども、6自治会に関しては県のほうは認知していただいているわけですね。現にこうやって説明いただいているということは。

部長：今回は、認知という言葉はあれか分かりませんが、前から申してますように「7自治会へ」というのは我々の申し上げていることなんですけど、いろんな事情があって6ということになっておりますけども、最終的には我々は7自治会のみなさんとお話させてもらってるということですので、その途中経過として6自治会というのは、連絡協議会ですか、それが存在しているということについては、そのように思っております。

住民：ありがとうございます。では、はい。

住民：先ほどの焼却炉の件ですけどね、今の現在の焼却炉の横に塀があって、塀がありますね、その塀の内側にドラム缶で灰出したもんがたくさん置いてますね。あれ、および炉を撤去した後の解体したときに出た焼却くずというものは、処理はするんですか。場外へ持ち出されるわけですか。それとも置いとくんですか。

副主幹：基本的に場外処分になります。洗浄、例えば炉の中の洗浄物であるとか、そういった物、汚濁水、あと処理して出てきた汚泥とかありますけども、そういった物も全て場外で処理する形に。

住民：横にドラム缶で置いてあるのはご存じですか。あれは何ですか。

副主幹：あれは、ドラム缶は、焼却灰？

室長：そう思うで。ダイオキシンあるかどうか調べんならんし。

副主幹：ドラム缶ある・・・。

室長：今の■■■さんのお話で「認知」という話なんですけど、これからの話ちょっと確認さして欲しいんですが、6自治会先にさしていただきますね、こういう説明して。こういう形やということがある程度見えてきたときに、次の例えば小野自治会寄していただいたときに、異論が出るということになると、うちのほうが実は困る場面も出てくるんですが、それはどう考えさせてもろたらよろしいでしょうか。例えばここまで出えへんということであればよろしいんですが。

住民：やっぱり可能性ありますね。小野としてはね、地下水のね、汚染地下水の拡散防止というのが大きな課題になってます。そこらへんで、

室長：恒久対策でね、いろいろなご意見出てくるというのはあると思うんですが、今回まあ緊急対策ですんで、緊急対策の中で、例えば下流の田んぼ耕作しておられる方もおられますんで、そういう耕作の面からのご意見が出てくる、というところが、要するに6連絡会でやってるときと小野区へ行ったときの、どうするか。例えば上向さんのほうへダンプの出入りのことについても周辺の方がどういうご意見をされるかということがね、そこら辺が、認知してるかどうかということで、例えば6自治会でこうやということになったらその通りさしてもろたらよろしいなというふうにはうちは受け止めて良いのか、そこらへん実際話していくときに、今去年まで周辺自治会寄していただく結構ご意見いただきましたんでね、そこら辺がどうしたらええんかな、と、ご相談もまたさして欲しいなと思うんですけど。

住民：「認知」言うたのは、要するに、去年は単独で県と自治会と交渉させていただきました。で、内容的には同じなんですけど、多少のそういうズレはあります。横の連絡が付いてないんでね。今年は連絡しあってやろうと。そういう、別に法律で団体組んでどう、というんじゃなくて、みなさん6自治会、ま7自治会声かけたんですけど6自治会集まった。いう中で、6自治会、ここでいろんな共通点、共通要望があるものは何だろうということ、前は恒久対策として「有害物の除去」を要望要求しますと。これはみなどこの自治会さんも要望してましたんで、これをまとめて持ち帰ってもらって、各自治会で検討していただいて、みなさんの承諾を得て、あそこに角印、公印をいただいたという状況ですね、前は。今後はまたそういう形です。ここで6自治会で、連絡会で決まったからハイ、ていうわけにはいかない、と私は。それは説明してるつもりです。で、持ち帰ってこれでいいよって言うんやったら、各自治会でまた公印・角印ちゃんと押し上げていただいて、持ち上がってくると。そういうシステムで今は、今は動いてます。で、それに関して、「何の集まりや」とか「どういう集まりや」とか、何かそういうのが耳にチラチラくるんで、そういう意味で、「認知してくださいよ」と、「認知してないんですか」という話をするんであって。何もその、この団体は、イコール規約の決まった内容

の自治会、連絡会というもんじゃないです。今のところ。

室長：先に6自治会あって各自治会話していくというのもありますし、例えばこういう工事をやる時に、そういう周辺の方、そういう方の意見を各自治会ごとに見さしていただいて、6自治会でこういうご意見をいただいておったんで、こういう形でどうでしょうかということで、要するに各住民さんのご意見、各自治会ごとにさしていただいて、住民さんの意見を総括した形でこういう6自治会の中でやっていくという方法もあるのかな、と思いましたんでね。

住民：去年よく言われましたのは、「話をまとめてくれや」という話がよく耳にしましたんでね。「あ、それもそやな」と。とにかく連絡しあおうとなったんで。各自治会バラバラでは困る、と。話まとめてくれや、ということもよく聞いてましたよ。

室長：だから、過去に、入るの困ると何とかお願いしてきたところもあります。そういう話を先さしていただいた上で、また6自治会にお話してもらう方がスムーズなときもあるし、というなことも少し思って、先ほど私聞いたのは、ここ6自治会で決まったことを各自治会で受認していただけるのかなということ、それはやっぱり意見あると思うんですわ。そこら辺はやっぱり上手にせんと、上手にしてかんとですね、難しいかな、と、こういうなことを少し今までやらしていただく中でね、ちょっと思ったんです。

住民：みなさんも慎重にやっていただいています。この件に関して終わりたいんで、他に意見ございましたら。はい。

住民：昨年ですね、県の説明会は各自治会毎にございまして、11月4日に県の「対策案についての同意要請書」というのが各自治会にありました。それから各自治会毎に回答を出したんですね。そういうことを今後も継承されていいものか。とりあえず6自治会の連絡会でまとめたことがですね、そのような各自治会の集約された意見やとして県は取り扱わんか、ということをおくさんは言うてるんです。どういう方針でやるんです？バラバラでやるのかですね、6自治会で、というのは各自治会で持ち寄ってそこで検討した意見を6自治会として県へ言うわけですから、分断してですね、自治会毎にそんなことやってらおかしいのと違います？

住民：そういう意見もあります。で、私が言わんとしてることは、各自治会があくまで独立した自治会ですからね。連絡会で決まったから、とみなさん6自治会のあれを採用しなさい、とか、認めなさい、というんじゃない。それは持ち帰って各自治会がどうするかというのを決めて。そういうやり方でいつも。

室長：今のお話は、6自治会の中でおくさんおっしゃるようなやり方もございますし、おくさんおっしゃるようなやり方もあると思うんです。ただ、各自治会の、自治会で総会かけなあかんのやと、いうふうな手続きになればですよ、なかなかそこらへんどういふふうな手続き経ていくんやというなことは、6自治会の中でご相談されたらどうかなと

思うんですけど。例えば、各自治会の総会の中で、全て6自治会に、連絡会で規約等が作られてですね、こや、というもんが、こや、というもんが県のほうに示されて、これは、このことについては連絡会で全部するんやと、全部こういうことで各自治会ウンと、総会さはったやないか、と言われたら県は受けんなんと思うんですね。だから、今6自治会こう集まっていたいてますけど、 さんの思い、 さんの思い、少し違うような部分があると思いますんでね。そこら辺はまたお話をしていただいたらどうなんかなと。

住民：はい、各自治会長さんが判断してくださいます。意見としてはいろいろあると思います。

室長：そういうもんがまとまらん限り県としてですね、どうやというのなかなか言えないという。

住民：いや、上田さん心配してるのはね、例えばここで決まったものは、例えばですよ、小野なり上向なりに行って県が説明したときに、全くここで説明している話とひっくり返ってしまってね、「そんな緊急対策だめや」と、「一から考え直せ」という意見が出るのを怖がってるんでしょ。それを心配してるんでしょ。

室長：いろんな心配してます。

住民：いや端的に言えばそうでしょ。それはね、我々この6自治会の、こういう実行委員会とかこういう委員会ですね、話してる中と、各自治会単位でね、一般住民から出る質問あるいは意見、これはそんな全く同じレベルということは、それはいいですわ。考えられませんわ。けども、緊急対策に対して、例えば焼却炉を解体するのに、「こういうふうな方法でやります」ここで説明があった、そのことをね、各自治会で話をされて、「そんな緊急対策みだめや」と、「いきなり恒久対策せえ」とかね、そこまでの話、それは各自治会長のね、やっぱり責任持って対応していきゃええんです。だから、気持ちは分かるんですよ、上田さんのその心配してる気持ちは。またその、県がつるし上げくうのと違うか、というようなね、心配されてるのも私よう分かるんです。けどもそれは、みんなそれぞれ人間ですから、十人十色ですからね、考えはいろいろありますよ。けど、緊急対策何をするのかということに対して、それは反対やというようなことは、出ないようにそれをまとめていくのが自治会長違いますか。それはやっていったらいいんやと思いますけど。

住民：今ね、この自治会、連絡会の話するのもいいんですけども、実際今日はね、質問事項と、こういう要望事項の話し合いのはずなんですよ。で、そっちの違う話をしてるとこっち進まないんですけど。軌道をちょっと元戻して欲しいんですけど。

住民：はい、わかりました。ああ、すいません。

住民：焼却炉の解体撤去についてですけども、焼却炉の解体撤去というのは、私は、全部焼却炉は洗浄してダイオキシンを取って、全て撤去していただける、と思ってたんで、今の、下の部分は残すかもしれない、という話は、えっとすごくびっくりして聞いてたんですけども。全て除けていただいて、その下にももしかしたらそういう灰とかを埋めてるかもしれないので、基礎も全部出していただいて、きちっと撤去していただきたいなというふうに思ってます。

住民：もうはっきり1号で「施設の撤去」というなこと、ね。焼却施設の撤去。撤去実施設計ですか、という日本語ありますわな。この施設、全部ですわね。焼却施設の撤去ですから、

室長：やっぱり何でやるんやいうたらダイオキシンが倒壊して、周辺へ飛ばんようにするという大きな目的ありますわね。その大きな目的がある中で、まず飛ばんようにする、と。それが撤去で飛ばんようにする、と。前言うてました洗浄除去やなくて撤去で飛ばんようにする、と。下に基礎残しといたら飛ぶんか、というたら、飛ばへんのやということになってくると、これは金のもんもあるし、それはもうちょっと設計を進めさせてもろてから。今、ご意見はご意見として承りましたけど、やっぱりこの厳しい時代やし、私ども予算もある程度固まった状況になってますんでね、そこらへんちょっと詳細設計である程度の額が出てきた中でまた説明さしてもらいたいと思いますんで。ただ、焼却炉、ダイオキシン飛ぶということは止めなあかん。あと、基礎の中でダイオキシンが飛ぶっちゃうんやったらこれはいろいろ考えなあかんけど、あんなとこあんなまそういうふうに思えへんので。ちょっとそれはまた設計した中でまた、説明さしていただきたいと思います。

住民：すいません。今のちょっと補足ですけども、何でそんな下の部分まで全部撤去していただきたいかというふうに思っているかという、あそこの下の地層は砂層なんですか、あそこ。砂層でダイオキシンがあそこら辺にあるから水にやっぱりダイオキシンが出てきてるといふところがありますので、そこを含めてきちっと。飛んでいくというだけじゃなくて、あそこの炉で、焼却炉なり何なりでダイオキシンが周りに飛び散った後は、下の方に埋めたということの影響で、地下水にダイオキシンが出るというのも私は除く必要があると思うので、私は撤去していただきたいなということをお願いします。

室長：水処理施設の説明もさしていただいたんですけども、地下水は今の施設の中でしか、できるだけしかできないという状況で、全体できちっとやろうとすると恒久対策という中身の中へ入ってくるというふうに思うんです。引き続き恒久対策の話を見せていただく中で今の■■■■さんの地下水汚染のほう、当然話にもなってくるというふうに思いますんで、そういう中で検討していくことかなというふうに思っております。

住民：はい、じゃあ、よろしいですか。

住民：いいですか。緊急対策の1の3番の要望なんですけども、事故発生時の連絡体制。

これは工事の着手前に、事故発生時の連絡体制を明確にします、ということなんですけども、万が一事故が起こったときに、どういう風な対応をするのかということの説明してくれるわけですか。

副参事：そういうことです。また、想定される事故なり災害時もあると思うんですけども、そういう場合に、どういうふうな影響が及ぶかというあたりを明確にして、当然消防なりなんなりもあれなんですけども、地元のほうもそういう安全関係の部署とか、どういう順番でどこにやるかというようなあたりを、実際に工事やるということになりますと、具体的にこういう状況になったらこの人に連絡します、というような具体的なやつを作ることになると思いますので、それはまた工事の時の地元説明会またさしていただきますので、そこで具体的なやつについては説明させていただきますし、それ以前に、基本的なもうちょっと事故が起こったときのほんまの体制の形ですね、イメージになると思いますけども、その辺は今の詳細設計の中でもある程度お示しできるかな、と。

室長：簡単に言っちゃいますとね、深掘り箇所の是正の時に済生会病院とか成人病センターとか、それから消防署、そこの連絡体制。それから各自治会長さんとの連絡体制。そういうものを作ってきました。もちろん起こさんことが前提なんですけど、そういうことが万が一起こった時はどういうことで連絡をきちっと取れば最小限になるか、とか、いうなことを、深掘り箇所の是正の時にやってきました。今回も、焼却炉の解体ですんでちょっと微妙に違う、勉強せんとあかんんですけども、そういうなもんを作って何か起こったときでも最小限になるという、その前に起こさない。起こさないためにどうすんねん、ということになりますし、万が一ということになったらそういう連絡体制、ということは今考えております。

住民：連絡体制は分かるんですよ。お役所の仕事からきちっとしとかなあかんということはよく分かるんですけども、万が一その起きたときのことをね、済生会病院に連絡してるとか連絡体制取ってるとか、そういうのは分かるんですよ。ただ、ダイオキシンっていうのは、万が一事故が起きたときには飛散するわけですよ。どこに飛散するか分かりませんよね。で、飛散しちゃいました。本人分かんないですよ。そういうところの対応どうしてくれるのか、ということです。

室長：それは安全管理の関係で十分考えてるんでね。

住民：それは当然無いように考えてくれてるんですけどね、事故ってのは万が一にも起こるんですよ。その体制をどういうふうに住民側にきちっと説明してくれるのか。いう部分と、責任って言っちゃうと県は逃げるんで、責任という言葉はあえて使いませんが、住民側が飛散がしました、と。で、県は「ごめんなさい」で終わりってことなんです。

住民：すいません、今の件についてなんですけども、こういうふうにします、ああいうふうにしますと、定性的な説明されるんですか。例えば、具体的に、こういうな物を作っ

て飛ばないことをデータなりをいつ頃に説明します、ということにはできないんですか。スケジュール踏まえて。

室長：この意見を受けて、またちょっと相談した上でまた連絡させていただきます。

住民：焼却炉、今ダクトが落ちかけてますよね。落ちそうな段階になってますよね。ダクト落ちそうになってますね。ああいうのは、落っては困るわけですよ。落ちないようにそおっしてもらおう。そういうことを心配してるわけですよ。ひょっとしたら足場組んでるだけでも落ちるかも分かん。

室長：万全の体制を敷いてやらないかんと考えてます。

住民：焼却炉の撤去についてですね、詳細設計のその業者さんの紹介もあったんですが、全然まだできてないんですか。説明できないの？

室長：さっき説明さしていただいたように、ご意見を聞いた上で設計に、という段取りでやらせてもろてますんでね、今日はまだ具体的に説明さしていただくことはできないんです。

住民：それだったらね、いつまでたってもそういう話になってしまって、ちっとも進まない。パンパンになって、はいそうなったじゃ困っちゃうんでね。その時に問題あったらもう聞かないでしょ。だからなるべく早くそういうもんについては、いついつまでに計画を見直しして、説明会やりますと、そのスケジュールお見せします、というふうに言ってもらおうとね、もっと具体的に進んだり。返事の仕方が非常にあいまい。

室長：まず、こういうなことをやります、という中で意見を聞いて、うちが設計する、これは業者さん頼むわけなんです、その報告も間違いのない形で、ということで、割合早い目にさしてもろてと思ってまして。だから、まずご意見を伺うということで、今日は開催さしてもろてますんでね、ちょっとご容赦いただきたいと。おっしゃるように急がないかんとお思いますけど。

住民：よろしいか。あのね、そういう会議やと思てない。県のほうから地元のほうに緊急対策について説明をしたい、そうじゃないんですか？県は秋に工事にかかり、年度内に完了したい、と。当然今ですね、いろんな形の具体的な仕様が、もっと細かくできあがってると思うんですね。で、私たち地元の間は、その話を聞いて、そしてそれでいいかどうか、地元それぞれが検討したい、とそういう思いなんです。これやったら説明会になってない。もっと詳しく説明してください。今日はコンサルタントの方も来られると聞いてます。従ってもっと具体的な案ができてると思ったんです。そして、いいですか、今日はならんだろうということで、前にプリントだけで項目だけであった中で、それぞれの自治会ではこの緊急対策の項目について、どのことを我々考えたらええかな、ということをお自治会で検討したんです。それを持ち寄って6自治会それぞれ意見交換し

た。そんな中でやっぱりわからんことあるからということで、この要望書の中で要望なり質問上げたわけですよ。一言で言わせてもらおうとですね。そして今日は、もっと具体的な説明がいただけるんや、と。そうでないと後、私たちが何を考えてええか分からん。時間ばかり過ぎていきますよ。そしてもうひとつ言わせてください、ついでに。緊急対策、私は個人的な意見ですよ、提示しておられるということは、当然恒久対策、我々の要望は有害物を除去するということの基本ベースとしながら、恒久対策の具体的な絵が県のほうで前出たるけど、いろいろ地元との関係もあってですね、さらにいろいろと検討されているだろう、と。その前提の上に立って、緊急対策。たちまちやらなければならないのは緊急対策やと。それも踏まえた形で出てくんのとちゃうかと。例えばさっきの焼却炉の話でね、「解体撤去や」と。「そやけど上だけや」と。「下は放ったらかすんや」と。わからんですね。当然全部取って、当然その地下にある有害物やらも全部、全て調査するなりの何らかの対応するんだらうと思てたわけですけどもそうじゃないわけでしょ。わからんわけですよ。だからもう少しきちっと説明をしていただきたいと思うんです。地元の意見を聞くんやとおっしゃったけど、とりあえず意見を聞くために県案はどんなんやというのを出示してもらおうんやと思てるんですね。ちゃうんですか。

部長：今日はですね、おっしゃることはよく分かるんですが、県としてですね、丁寧にコトを進めていかなければいけないと思てますんで、一定設計がある程度固まって、ある程度のところまでいってからですね、ご説明に来て、「いや違う」ということになったら、またそこから手戻りする、余計に時間が経過してしまうということになりますんで、とりあえずその前に、みなさんがどういうことを考えておられるのか、ということをお願い聞いて帰って、そしてそれを設計に活かす、と。それを今度次のステップで持ってくる、と。そういうなことを我々考えてきましたんで、先にみなさんの意見を聞く前にですね、

住民：感覚が違いますがな。緊急対策、これだけで時間がかかりますな。

部長：手戻りしたらもっと時間がかかりますので、あらかじめ先にみなさんのご意見を聞くという手続きですね、これは大事なことじゃないかと。

住民：すいません、始めに聞くということなんですけども、内容的なことも、県は去年も一昨年もずっと前から言い続けたことなんです。内容的には今日初めて言うものではないんです。

部長：分かっています。ただ、これからわれわれいよいよ設計入っていくわけですから、今みなさんおっしゃった下の話も出ましたよね、そういうなことも今日我々しっかりと聞いて帰る必要がありますんで、何もこれで遅らせようなんてことひとつも思てません。ただ、地元のみなさんからの声を積極的に反映させるという、一定の手続きはいるんじゃないかという、こと、この仕事に関してですね。それは違うとおっしゃるかもしれませんが、私にはそういう必要あるんじゃないか、と。一方的に進めるのはかえって引き返せない所ありますんで、という思いで寄せていただいて、持って帰って、また必

ず今おっしゃったようなことを今度説明できるような、次の機会を持ちますんで。

住民：いや、そういうやり方されるからね、我々はその県のやり方に対して理解ができない、言うんですよ。全然分かってもらってないね。また一からですか。

室長：私もちょっと申し上げたいけど、

住民：上田さん、あんたしゃべったらあかんわ、あんたわ。

室長：ちょっとしゃべらせてくださいな。今回の説明が、 さんと さんとこお願ひしに行ったんです。こういう工事していかなんさかいに、こういう設計する中で先にご意見聞きたい、と。で、それが6自治会で受けるという話になって今日なったんです。だから内容的には変わらるので私は工事の、緊急工事の話だけになりますよ、と、聞くだけになりますよ、という感じで説明さしてもろたと思うんですわ。で、その中でどういう案出るのはそれはもう仕方がないんですけども、ただ、それが県の姿勢という部分言われると辛いんやけど。そういう手続きは踏んできたつもりやし。

住民：全く前進みませんな。

住民：だから さんと さんに連絡入ってその後すぐ翌日くらいですかね、連絡会があった。その時に話があって連絡会で一緒にお願ひしますと。その後翌日すぐそちらに連絡入れたはずですよ。こうこうこういう理由で緊急（対策工）の報告があるということだから我々で話聞かせてもらいますと。その以前でもきちっと話がとおったはずですけどね。

室長：だから、

住民：それとね、我々はこれは急がないかん。ここでもたもたしたら県も我々も大変だから各自治会に回って要望書、意見書を皆各自治会にレポートしてもらったんです。それをまたみんな持ち寄って一生懸命協議してひとつに絞った。それだけの努力をしている。前もってこういうことをお渡ししとけば県がここへ来てバタバタ答弁するよりもいいだろう、その方がスピードアップするだろうということで持って行ったんですよ。それでこれで回答してくださいよと。それで立派な部長さんも来てください。部長さんが来ていただいたらもっとスピードが上がるだろうということで今日、我々いかにスピードアップするかということで必死にやってるわけですよ。それをひとつひとつ、それを今になって話聞いただけやと言われても、う～んちょっと今までの話はずっとしてきた話やと思いますけどね。

住民： さん、すいません。ちょっと議事進行してくれませんか。まだ最初のね、焼却炉のところで止まったままや。たくさんある。時間がない。

住民：わかりました。その件は飛ばします。それではどうぞ、次進めさせてもらいます。
他にございませんか。

住民：覆土に関しては、連絡会としたら土での覆土に対しては反対ですと、シートでしてほしいということを反映させていただきたいなと思います。

住民：シートについては、ずっとお願いしてるんですけど、今日の返事はちょっとわかりませんね。

副参事：ちょっとはっきりしない話になってしまうんですけども、これから検討していくことになりますんで今シートにしますとか、しませんとか言うことは言えないということです。

住民：また、話が元に戻ってる。

副参事：元に戻ってるんじゃないくて、

住民：それ以上の答えが出ないということですか。

副参事：現段階ではそういうことです。

住民：意見を聞きに来てるとおっしゃるんなら、聞いたらそれをやらなあきませんがな。
違いまんのか。

住民：気持ちはわかりますけど、ちょっとその件は、

住民：ちょっと先程のね、糸がもつれたような状態でね、これ言うたってなかなか前へ進まないと思いますよ。すいませんね、もう一言言わせてもらおうとね、部長、恒久対策のはっきりしたタイムスケジュールをまず立てて、それによって緊急対策をそこへはめ込んでいくと。これはあくまでも応急手当ですから、恒久対策が最終目的じゃないですか。その目標もはっきりとしてないのにね、緊急対策でごねごねしているというのはどうもおかしいですよ。それから緊急対策についてももう予算はもう決まっているんでしょ。それから業者さんも来ておられる。その中身もまだ対義できないのはどういうことなんですか。ことが進まないじゃないですか。

部長：もちろんですね、恒久対策を早く決着していくかですね、そういう今おっしゃったようなこと、緊急対策……。しかし、今そういうことで恒久対策の結論出ておりませんので、しかし県としてこのような現状を放置できないということで緊急対策の予算を今回提出させていただいたわけですから、これについては早くやりたいと。緊急対策やることについて、予算を計上した、それと早く執行する、これは県の責務ですから。決してそれを恒久対策の方をですね、置き去りにしたつもりありませんけども、これを緊

急対策で我々も毎回申してますのでこれで終わらせるというつもりはないと断言してますので、それはわかっていたかと思うんですけど、本当はこういう緊急対策を打たなくてよかったことが一番良かったことです。しかし、今こういう事態になってこれをやはり放置できない状況を改善するためにそれが必要だと、県が一旦判断して予算を計上さしてもらった以上ですね、我々も早くやりたい。それは一緒です。だから、今おっしゃったように県がいたづらに引き延ばしてですね、これを恒久対策にすり替えるとか、そんなつもりはありませんので、そこのところはわかっていたかと思うんですが、ただ今日一定の設計の姿を持って来るべきであったというふうに先程おっしゃいましたんで、それについてはそのように県は持って来れなかったということは申し訳ないと思いますけどもこれを持って来るための事前の準備として今日が必要だというふうに我々は解釈したわけです。だから、決してそれによって今日が、一回分がですね、こういうことになったということは残念に思われるかもしれませんが、これは次の回に活かすというのが県の思いです。

住民：はい、それではすいません。

住民：覆土について、ちょっとお尋ねしたいんですが、土にするかシートにするか、なんか経済性だとか、なんか色々検討をしてというような回答ですね。我々の方はシートにしてくださいということを申し上げてる。それに対してどっちにするか色々検討していきますという何か回答を、としてね、非常にあいまいな状況なんですが、仮にですね、土で覆った場合、これはいずれ覆った部分全部また除ける気持ちあります？恒久対策やその他に関連した時にですね、どんな恒久対策の方法になるにせよですね、土は全部除けなければならない。なぜかというたらね、ちゃんとこれ環境省に覆土の条件書いてあるでしょ。みなさん専門家だからあえてご存じだと思っただけでも。覆土する場合はね、覆土する場所がですよ、特定産業廃棄物が含まれていないことを確認する。有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないことを確認すると、これがひとつ。そういうものが下であればですね、覆土をしちゃいけない。覆土は最終的な段階ですることであって、そういうものが下にある、上に覆土することはできないということと、もう一つは生活環境保全上の支障の原因となる有機性の産業廃棄物等を十分に分別除去したうえでやる。これが覆土の条件なんですね。ご存じでしょ。だから今仮に土、緊急対策やと、仮に置くんやと。いずれ全部除けてもらわなならんですよ。そんな無駄なことをするの。だから住民はシートで覆ってくださいと言ってるんですよ。ご存じなんですよ、こういうこと。

副参事：確かに土にした場合にどけるというか、横にやるだけなのかよくわかりませんが、そういうことに・・・

住民：全部除けなきゃいかんのですよ。下にね、例えば有機物がこれ生活環境上の支障があると書いてあるでしょ。あそこ掘ったら真っ黒な土が出てくるでしょう。あれ有機物でしょう。有機物でないとあんなに黒くなりませんやろ。あんなの皆除けなければ覆土しなきゃいかんのですよ。わかってます？だからあくまで緊急対策はシートでやるべ

きですと住民が申し上げてるんです。経済性で検討するだとかね、

室長：今おっしゃっている理由でシートにせいとおっしゃっているんですね。

住民：そういうこともある。

室長：そういうことで言うているんですね。

住民：経済性的の話ですけどね、ここのいただいた資料の4番覆土工のところに表がありますよね。この表の中で比較されてるわけですよ、土とシートの話で。コストのところに土による覆土は建設発生土利用により安いと書いてある。だけどこれ、土は安いかもしれんけど次のページにトラックでここ覆土するのに19日間で1日120台やると。こんなにたくさんのトラックが往復したらいくらかかるんですか。それよりシートの方が高いんですか。シートは高価と下に書いてある。

副参事：シートもどういうもの使うかによってももちろんシート代もそうですしシートをひく手間も大きく変わってきます。土も発生土を持ってきてもらうというところまでやってタダでいけるんやったらあと敷均し締固めだけ金がいるということになります。ただそれで底も含めてどんなシート使うとか、建設発生土ということですからどこからいつ頃どういう土がどれくらい出るというのを含めてうちの工事のタイミングと検討することになりますんで・・・

住民：とにかく覆土は反対だと言っている。

住民：覆土できるんですか。今の法律でいったら。下にあるときに覆土して良いんですか。今■■■さん言うてやった文書とね、覆土して良いんですか。後で取れるかというこんなことで覆土して良いんですか。有害物があるのに上に覆土して良いんですか。ここはどうなんですか。

室長：よりよい原位置浄化策の中ではですよ、廃棄物の上を遮水壁設けて覆土するというで審議してきておるし、今ちょっとおっしゃった部分についてちょっと確認したいと思うんですが、もともと覆土というのは廃棄物が飛散流出しないようにするもので、そこらへんちょっとよくわからないんです、今おっしゃっていることが。それはちょっと確認したい。だから、・・・

住民：中に有害物入れたままで覆土してもらったらいかんという環境省の方針が出てる。

室長：だからそういう法的クリアーがされれば土でも良いという逆にそういう読み方になるわけですね。

住民：そうそうそうそう。だからそれはあくまで最終段階。恒久対策が済んだ最終段階。

室長：今そう思てなかつたけれどもういっぺん勉強させてもらいます。勉強させていただいて法的クリアーさえすれば良いと。

住民：良いとは言つてない。

住民：恒久対策の後と言つてるやろ。誰も途中で良いと誰も言つてないやん。

住民：有害物があるのに覆土で押さえたらあきませんよとなつたるんですよ。それ熟読しなさいよ。熟読した後に何にもないことを確認した後に何にもないことを確認して報告しなさい。こういうことなんです。

室長：ちょっと検討させてください。

住民：意見を聞くとおっしゃつたんで我々が各 6 自治会が事前にそれぞれの自治会で検討してこの問題については全部どの自治会もシートでお願いしたいとなつてるんです。だからこのまままとめたものを県に要望してるわけです。意見聞くとおっしゃつてるんやつたらそのままいってください。シートで。

住民：室長今日聞きに来たとおっしゃつたんですね。

室長：聞きに来てるんです。

住民：反論をしておられるんですか。そうおっしゃるんだつたら聞いて帰ってきてください。

室長：ずっと答えなあかんと言つてはるさかいに・・・

住民：我々は違うけどね、思ててんけどそうおっしゃつた。

住民：我々はそういう思いでなかつたけども先程そうおっしゃつたでしょ。今日聞きに来たと。

室長：そうです。

住民：各自治会がまとめたものありますけど、みんなシートです。

住民：全部聞いて帰つて下さい。

室長：はい。

住民：そこまで言うのなら申し上げたいんですけどってさっきおっしゃったけどね、

室長：うん？

住民：反論があるみたいにおっしゃったけど、上田室長の反論は必要ないでしょ、今日は。

室長：先程の ■■■ さんの認知の話はね、これから話を進めていく上で・・・

住民：認知の話はもういいですよ。

室長：うちが進めていく段階でなかなかできませんのでね。

住民：部長はあの時点で認めてくださったのやから、あえて上田室長が口出す必要がないわけでしょ。

住民：結局、・・・

室長：作業を進めていく上で重要な話やと・・・

住民：もうよろしい。次進みます。はい。

住民：有害廃棄物の適正管理についてなんですけども、

住民：その前にまだある。順番にいかな抜ける。順番にきちっとやっていきましょう。司会の進行で。

住民：次は法面工ですね、順番でいくと。

住民：■■■さん進めて良い？よろしい？■■■さん、どうぞ。

住民：西側市道側の法面工に関しては、ここにも書いてありますけども、法面の勾配の修正は恒久対策で行うべきですということで、今の破損したシートについては補修をしていただく必要があるのではないかとということを皆さん考えている。

住民：今度6自治会では、・・・ではなかったんですか。いらんということ？質問がブルーシートで行うこと？

住民：(ザワザワ)

住民：西市道側、これシートについてですね、今の質問は。

住民：質問じゃないです。意見を言ったらいいのかなあと思っています。その他のところで特措法の適用申請の調査に関して環境省の基本方針の記載どおりに実施してほしいということで、県の方でいただいた資料で環境大臣小池百合子さんの名前で出ている特措法に関する資料をいただいた時に調査方法はどのようにするべきかということがはっきり書かれてたのでそのことに関して調査どおり行われてないんじゃないかというふうに前回は指摘があったと思うんです。それに対して今回県の方から回答いただいているのは財団の方の不法投棄現地調査マニュアルというのを書かれているんですけどそれは私たちがいただいていますでしょうか。

副参事：ちょっとお渡しはできてないかもわかりませんが、今の環境省告示 104 号というやつを踏まえての、もうちょっと細かく、実際やる場合だと細かい決まりがないとなかなかできんところがありますのでその基準とするため、やるためのマニュアルが出るとということでそのマニュアルに書いていることをちょっと書かせていただいたわけなんですけども、今の環境省告示の方につきましても、一番大事なものは早いことどこが悪いのかというのを特定しなさいということなので、まず 60 m でやってそれでさらに細かく特定していく必要があったら 30 m メッシュでやるとか 10 m メッシュでやるかということをやいなさいと。それ以外にさらに細かくやる必要がない、あるいは他のやり方でそれと同等以上の効果があるような時はそれでも良いというような、環境省告示もそういうふうな書き方になっているかと思うんですけど。

住民：全然ね、これ環境省告示の方法と今言われたマニュアルと、全然内容が違いすぎると思います。2つの全く思想が違います。かたや 30 m メッシュでやりなさい、かたや 60 m でも良いとはどういうことや。

副参事：まず、あの

住民：900 m²と 3000 m²の違いですよ。こういう2つの大きな矛盾がありますよ。それ、県はどういうふうにこれが良いという解釈された理由をちょっと説明してください。それが何故だとか、財団のマニュアルが。環境省の告示を差し置いてこちらの方が良いと、どういう理由ですか。

副参事：差し置いたわけではなくって、

住民：ええ加減な、2つのね、今更出所違う2つのものがあるんですよ、片っぱの何か、どういう理由で選ばれたのか知らんけどもね、この2つ意味無いですよ。60 m メッシュの・・・

住民：環境省から出てるのと財団から出てるもの、優先順位はどちらが高いんですか。

副参事：優先順位というか、今のこの環境省から出ているものは特措法に基づいてやりなさい、今の告示の基本方針というやつの方が上になります。

住民：当然でしょ。それに従ってやってないですよ。

副参事：それに従ってやってます。

住民：財団のこれはいつできたんですか？

住民：財団の方が優先順位高いんじゃないでしょ。

副参事：財団の方が出てるのは、

住民：どういう経緯で出てきているの？

副参事：出てきた経過は具体的にやろうと思えば、なかなか告示だけでは、というのがあって出てきてると。

住民：これは不法投棄のやつや。不法投棄のやつを運用したんや。というのは不法投棄というのはね、あとの産廃特措法のと違って、大まかに、まずそれを見るということにかかわってね、・・・なんて言うか、対応するということですのでね、それは、それでいいです。けど、あそこは全然違いますんでね。当然不法投棄もありますよ。不法投棄も該当しますけれども、そうじゃなしにですね、ああいうふうになった原因は、すべて県がですね、あんたところは、いらんものを埋めてよろしいよと、いうことを言うてるじゃないですか。ね。RDが排出した産業廃棄物を埋め立てしてもよろしい、というのはどういふことかご存じですか。あそこ火災が起こったでしょう。その残渣物、あれかき回して、ブルドーザでかき回して、第二処分場埋め立てしますよ。オーケーしとくじゃないですか。他にもいろいろありますよ。いっぱいありますよ。だから、あそこはね、不法投棄もありますけれども、また違うんですよ。ちゃんと環境省のそれに沿ってですね、やっていただくというのは、安定型処分の最終処分場、それに沿ってやっていただきたいな。ここがどうのという、ほんなこと言うてんと。

住民：それでは、いいですか。あの、ここのところに書かれているのはね、深掘りとか、その他の工事ですね、1万立米だとか、1万5千立米だとか、あちこち掘ったと。それに加えてね、一昨年ですか、60mメッシュで、一部の区域について超過した。だから、その基本方針が求める調査については、十分満たしていると考えており、そういうふうに書かれている。それで、本当にその目的がね、達成できると思っているんですか。もし、これでね、その環境省の基本方針が満たされてるんであれば、環境省の基本方針の目的はね、処分場のどこに有害物がですよ。有害物がどこに、どれくらいの量入っているか、それを明らかにせよ、という目的でこの調査をなささいということになってるわけです。だから、これで十分、その要件が満たされているんであれば、あのRDの処分場にですよ、どんな種類の有害物が、どこにどれくらいの量入っているか、はっきり出して下さい。それで十分できるんやったら、出るはずでしょうが。

副参事：この調査というのは、まず対策工をどうするか、というのをやるための調査ですので、

住民：その調査のために、事前にどういうものが、どこにどれくらい入っているか、というのを調べなさいと、それが基本方針やないですか。

副参事：それは、対策工を決めるのに、必要な制度なり、なんなりの調査ということで

住民：そんなこと、わかってますがな。

副参事：対策委員会のほうでも、60mメッシュで、もうすでに調査、廃棄物の状況がわかったところについては、状況がつかめているとして、それ以外のところを追加で、60mメッシュで調査するなりしてやって、そこでまた、出てくればもっと細かくやるというような説明をさしていただいて、了解いただいて、

住民：誰に。

副参事：対策委員会ですね。やらしていただいたところ、そういう、有害産業廃棄物は出てきませんでしたので

住民：それは、都合良くな、対策委員会使わんといてくれるか。対策委員会言うんであれば、A2案で決まっとったやつを何で、それをほごにしてやで、そういう時だけ対策委員会出すのやめてくれ。

住民：やっぱりね目的をね、きちっと把握してやってほしいんですよ。何のためにこれをやるのか、わからへんでしょう、未だに。どこに何がどれだけ埋まってるか。もし、明らかにできてるんであれば、我々にきちっと図面ででも記入してね、ちゃんと明示してくださいよ。ここにこういうものが、これくらい入っております。きちっとそういう図面出してくださいよ。

副参事：それが、できればいいんですけども。

住民：できればいいということであれば、できてないということやないか。

副参事：それは、ちょっと違うと思います。

住民：何で違うんですか。何が違う。何のためにこの調査やるんですか。特措法の精神、基本的なところ全然理解できてないね。

住民：特措法の申請をするのには、それをやり、明らかに申請したって、受け付けなくて

すよ。

住民：明らかにしなさいよ。よう読んで下さいよ、あんた、環境省告示を。有害物が入ってる場合は、特にそういうことをはっきりせないかんと、ちゃんと書いてますやないか。それが目的やないですか。それができてないんだったら、調査全然できてないということですよ。何が十分ですか。

住民：60mメッシュしたん言うんやったら、地図出してください。そんなもん、知りませんで。60mメッシュが、きちっと測ったやつなんか無いやないですか。

副参事：対策委員会なりで、お示ししてるかと思えますけども。

住民：やってません。やってません。未調査区域もまだいっぱいありますよ。ようそんなんでやったって言えますね。

住民：よろしいですか。次に。

住民：だからこれでは、全然だめですよ。

住民：終わってます。また、元に戻ってます。次入らしてもらいます。どうぞ。どなたかございませんか。

住民：60mメッシュの地図出して下さいね。やったというのが。出してください。調査結果きちんと出してください。出してくださいよ。やったと言えませんから。やったというのは、当然それだけの資料をそろえての話です。それ以外のやったら、やってない。

室長：60mメッシュの地図あるやろ。

副参事：うん。

住民：8番の元従業員の聴取、これどうですか。もうちょっと詳しく。

室長：去年の2月に、掘削調査さしていただきました。それは、一昨年9月までの情報収集で、その一昨年10月以降は、刑事告発等はしまして、また、従業員等に確認しております。そういう中で、いくつかの情報を得ておりますので、それは、当初私共、従業員さんの証言を集めてます。集めていく中で、公開すると、その同じことを言われると困る。要するに何人かしてる中で、いっぺん公開してしまった、そうやった、そうやったということで、特定の情報が固まってしまうと困るということで、非公開にしておりましたけども、一定この中で、もう少し、もう聞き取り調査がもう出来ひんやろうという状況を見極めて、そして、出さしてもらおうかなと思ってます。

住民：いつ頃になりそうですか。

室長：できるだけ、早くしたいと思います。

住民：これは、対策工を行う上に、一つのものすごく大事な要点ですのでね。できるだけ、できるだけ、質問するたびに聞いてるんですけど。

住民：早う出し、もうわかってんのやったら。

住民：そんなもん、公開したら、どうってことないですね。やっぱりお互いにやね、あそこ、きちっとした対策とっていかなあかん。そんなん県だけが知ってる、こっちが何にも知らんなんで、そんなもんあきませんで。

住民：公開するのなんか問題あるの。

室長：いや、だから申しあげましたようにね。

住民：何件か、出してくれはったらいいんです。何件か出してくれはったらいいんです。

住民：まだ、逆にもっと、こういうこともあるでって、出るかもわからへん。

住民：そんなん上田さん、できるだけ早くって、そんな漠然とした言い方してたってあかんで、いつまでも、時間ばかり食うだけで。目標もって県はもっと対応しなさいな。だらだらしてるから、そうなるんですよ。

住民：あと何人残ってるの証言。あと何人ぐらい残ってるんですか。調べんなんでしょう。もう少しなんでしょう。あと何人ぐらい残ってるんです。持ってきてくれるの。だから、もう少しやね・・・

室長：もうこれで終わろうかなというふうな判断した上で、出したいなと思ってるんです。こんで終わろうかな、もうこんでしまいかなと。というまずのはね、みなさん笑いたいのよくわかるんやけど、例えば元従業員の照会するんですが、やっぱり答えてくれないんですね。答えてくれない、1年間ほどほったらかしの人もいはります。その中で、出せと言ってるんですが、出してもらえない。そういう時に、刑事告発をして、そして、今度はちょっと県も強気になってきて、出さへんのやったらやるぞと、というようなことの中でもらってるとかですね、いろいろあるんですわ。そういうことを終了しようかなという状況の中で、出さしてもらうんで、また、 さんに対策工で必要やったらまた早く渡さなあきませんので、速やかにさしてもらいます。

住民：必要やったらということは、必要じゃないと思ってるんやね、県は。必要じゃないと思ってるの県は、 さんが、必要やと思ってるんやったら出しますわ、とはどういう

ことや。

室長：というのはね、ケーシング調査をよりよい原位置浄化策を進める上で、ケーシング調査をしていきたいと、先に調査たくさんあるとおっしゃった中ですね、話をさしていただきました。そのケーシング調査をする箇所について、決めるときに、やっぱりそういう情報をお示ししながら、お話を決めていこうと思ってます。それについては、第三者の方に入っていて、協議を進める上で、こういうケーシングの場所を決めていこうと思ってましたんでね。と言いますのはね、また、怒られるかもしれんやけど、一昨年の10月に計画しておりました約1万5千立米の掘削調査、ある元従業員さんの証言やら、団体の人にも聞いて、そして、だいたいの方は、住民の意見も聞いて、ようやくくれたと言うて、ビラも出さはったんです。実際その翌年の2月に、出してしもたら、もういきなり、掘りかけたら住民の意見聞いてへんと、いうふうな状況もはっきり出ているんですわ。やっぱり、第三者に入ってもろて、県は県で聞いてきた、一生懸命やってきた、住民さんも言うた。

住民：やってないじゃないですか、5mしか掘らんと。

室長：そういうふうなことで、今おっしゃるようにね、そういうふうなこともあるんでね、やっぱり、またやっても、そんなことでやりかけた時に、こんなもん違うんやとかいう話になるときりがない。だから、やっぱり早く対策工をうたなあかんわけですから、そういう話もしたいなあと思ってたんですわ。

住民：早いとこ公開してもうたほうが、よろしいな。

住民：それについては、早くしてください。

住民：いつまで、だいたい。

住民：時期いつまでですか。

住民：今月の20日くらいまでには出してもらえるんですか。

住民：恒久対策工を取り組むスケジュール、関係分、どう考えておられるんですか。当然有害物の問題ベースで、考えていかんならん。これ出してもらえへんかったら、我々論議にも乗っていけへん。ずっと言ってますやん。だから、早いとこ出してくれ言うてるわけです。

室長：そんなん今聞いた。

住民：今、聞いた？

室長：だから、対策工を、ちょっと、ちょっと待ってください。

住民：上田さん、ちょっと待ってじゃない、こっちが、ちょっと待てや。上田さん、今聞いたってなに、それ。今初めて聞いた。

室長：県の従業員の・・・

住民：今初めて聞いてんのかって、聞いてんねん。

室長：県の情報もらわんと、その対策工提案するとおっしゃっておられた方が、出せへんというのは、よう聞きました。

住民：なんて、今、何言うた。

室長：だから、対策工を市民案で出すと、言うておっしゃっておられた。

住民：え、誰が言うた。誰が言いました。

住民：どの場でそれを言うたんですか。こういう場ですか。

室長：あ～そうですか。ちょっとね■■■さん、それはないで。そんなもん。電話で確認してますがな。

住民：いつ、確認したんですか。いや、私の

室長：もういいですわ、もういいです。わかりました。すみません。今の話は、無かったことにしてください。

住民：え～、確認してくださいよ。

住民：どっちがどうであろうと、いいですか。

住民：確認してくださいよ。そんな膨れんと。

室長：いや、膨れるんやなくて。話してる中でね、私に

住民：個人的には出したいと思いますよ。ただし、連絡会は、そこまでまだ行ってませんよ。

室長：私に提案するとおっしゃったやないですか。

住民：私は、個人的には対策工は、住民が出すべきやとは、私は思ってますよ。

室長：■さん、私以外にもおっしゃっておられません。

住民：誰にですか。

室長：出すということ。

住民：私は、出したいと思ってます。

室長：私以外に。

住民：誰にですか。

室長：言うてはりません。

住民：私は、個人的には出したいと思います。

室長：そう、思ってた。

住民：ただし、

室長：思い込みかもしれんけど、そうおっしゃってるから出てくる。だから、前回の説明会でも、出すためにコンサルの話やら、それからいわゆるコンサルのお金の話やら、それを前回話さしていただいたんです。だから、そういう意味で今、それがないと出せへんというのは、はじめて聞いたと言うんです。

住民：それは、話のすり替えです。自治会長さん誰もそれ、出しましょうなんて一人もまだ、そういう話し合いしてませんよ、まだ。本当はそっちにも話を持っていきたいけど、緊急対策で、時間が遅れてしもうとるんです。

室長：私共は、出していただけるもんやと思って、前回お金を用意しましょう。コンサルのお金もなんとかしましょう。人的な面もしましょうと、この間話さしていただいて、そういう意味では、待ち状態で待ってるんですわ。

住民：そういうことは前回、部長さんがお話しした前に私はそういうことを言うたということですか。

室長：言うてはりません。

住民：いつ、なんでそう言える状態じゃないですよ。部長さんの話を聞いて、そうしまし

ようかという

室長：だから、そういう経過から言うてるのは、そういう話があったから、県議会でもね、答弁しやはったように支援をしましょう、お金も出しましょう、それでやってくださいと。

住民：ずっと、前の話でしょ。

室長：それは、この前来て説明さしてもらいましたやん。だから、そう思ってたんやけども、 さんもそうじゃないということになると、今、タイムスケジュール出せとなると、大変厳しいですね。思い違いがありますからね。そうでしょ。

住民：そやけどその前に、連絡会は・・・

室長：うちは出してもらえと思ったんやけど。

住民：ただ、これだけはわかってほしい。我々5月の時に、有害物について知りたい。これは、ずっと言うてますね。県もこれはベースにいろいろ考えてほしいという我々の要望あがってますね。従って、ずっと有害物の状況については、教えてくださいということは、ずっと言うてますね。有害物の状況については。私はこの4月から、ここへ関わらしてもらってますけれども、それ以降もずっとその話がでていきますね。有害物がどうなっているのか、わからへんと。あそこの状況がね、いろんな話。だからそこらを県は、つかんでおられるんだから、我々にその状況を知らしてください。

室長：ちょっと、しゃべらしていただいてもよろしい。

住民：これが、それですわ。

室長：去年のよりよい原位置浄化策を説明さしていただく時に、有害物の除去については、一定説明さしていただいたつもりです。その中で、まだ、掘削調査で無理だから、ケーシング調査も今年予算を取ってやりましょう、その中でまた、お話してケーシングして、有害物探していきましょう。それから、それ以外にもまた、固まって出るようなこと、水処理施設の運転がいつまでも長いことかかるというのは、県にとっても不利やさかいに、早くするために有害物については、引き続き探していきましょうと、いうことで、よりよい原位置浄化策を説明さしていただいています。場所わからんから、混ざったもんどうするかわからんから。その上で、4月にその県がお示しをさしていただいた、よりよい原位置浄化策のなかでの有害物除去、それについて、今年の5月に有害物除去してくれと、それは違うんやと、県の思いの有害物除去と違うという意味で、出してこられて、その有害物除去について、どういうふうなお考えをお示ししていただけるんかということ県コンサルとか、対策案を、県としては対策案を示しているわけですから、そういう対策案を示していただきたい。それともうひとつは粘土層修復案ですね、それから

一体いくらぐらいかかるんやろ、50億、40億できるとかいうのがありました。そういうことについても本当にどうなのかということについてお金出して計算するのも可能やと思うんですわ。

住民：ちょっと待ってください。緊急対策について納めてしまいたい。その後切り替えたいんですけどね。

住民：そうしましょ。

住民：他に何かございませんか。

住民：この有害物の全容を出してほしいというのは、早く出してほしいです。

住民：9月中に出していただけるんですか。聞き取り調査の。

室長：月曜日に担当と話します。それからまた回答させていただきます。いつ頃出さしていただけるか。

住民：はい、よろしくお願いします。

住民：他にございませんか。

住民：仮置き廃棄物の置いとかなあかんやつ。PCB入ってるから処理できないから置いとくと言うけど、なぜあそこに置いとくの？

室長：他に適切な場所が・・・。

住民：県庁持って行きいな。何であそこにずっと置かなあかんねな。

住民：そろそろ考えてほしいんですけど。

住民：いい加減にしてえな、そんなもん。建て屋も壊して調査せなあかんねん。どこ置くつもりしてんね。

室長：建て屋をつぶしてとおっしゃるのは、

住民：建て屋もつぶさなあかんやん。調査できてないやん、あっこ。

室長：今おっしゃってるのは恒久対策のお話ですね。それちょっと後やということですので。

住民：仮置き廃棄物いつまで置くつもりやね。PCB 入ってたら困るがな、こっちは。あんなとこほかしたら。

室長：低濃度ですけども、あの建て屋の中にきちっと監視することによって外に影響出ないようにしますので。

住民：影響出るとか出んとかいう問題と違うねん。そういうもの何故あそこに置くかと。住民感情逆撫でするつもりやな。わざわざ見せつけて。そういう取り方をされるから業者に持って行け言えへんの？

室長：そういう取り方をさせていただくの困るんですけどね。

住民：鉛やったらいいから置いとくとかな、何でもあそこ置いとつきよるやん。何でそんなねん。

住民：あそこに置いたるやつは全部分析はしたるの。

住民：ちょっと待ってくださいよ。

住民：今のに関連してですけどね、9, 10ですけども、場外搬出ができないいうことで、すけども、これはどうしてかということと、その処理施設が整備されるまで、これは、いつ頃できるんですか。

室長：PCB 廃棄物については、全国で今、近畿で処理できる場所は、大阪に1ヶ所しかありません。これは、トランスとか含まれている PCB で濃度の高いやつです。ドラム缶に含まれているのは、ごく低濃度ですので、そういうところの処理までは、まだできていないんです。そういうことができる施設がない、もしくは施設があっても業としての許可を持っていない。廃棄物を処分する場合、業許可がいりますので、だからできないんです。唯一頼みの綱が、以前環境省が焼却実験というのをやりました。ようするに、PCB を焼却する実験というのをやって、そういう中に組み入れていただけると、一部でも出すことが可能かもしれませんが、今の中では、そういう業の許可もないし、持って行く先がないので、こういう形にさしていただきたい。

住民：そこに、当面としてますわね。当面保管すると。当面ということですけども、処理施設が整理されなかったら、永久にそこに置いておくということになるんですね。やっぱり、それをどっかに持っていく気持ちがあるのかないのかね。何でも他のところでもそうですけど、やろうという本当に県の方が、さっきも一番始めにもありました焼却炉の解体のそれについても、早急にやっていくという気持ちがあればね、それに沿った方法とかもあるんですよ。今の場合の9, 10のこれにしても、無かったらそこに置いていたらいいという発想でなしに、それをどうにかして、どっかに持って行こうという気持ちがあれば、いろんな方法が考えられると思うんですよ。これ当面と書いてますけど

も、整備されるまで、地域には、県はそこも駄目、そこも駄目ということになったら、永久にそこに置いておくところになりますわね。そこらをやっぱり、本当にやる気があるんやったらね、きちっとできると思うんですよ。言葉としては当面とか、先ほどのはじめのほうでも、できるだけ早くとか書いてありますけどね、具体的にいつまでに、どういう方法でというのを出してもらいたいんですよ。

室長：PCB はね、国の協力事業で北九州とか全国で7ヶ所か5ヶ所、6ヶ所それくらいしかないんです。その中で、県が独自にというのは、そういう施設に対して今県は、出資してます。何で出資してるかという、県内のトランスとかPCBの価格が下がりよるといことで、毎年、いくらかの金をそこに納めています。近畿みんな集まってやっていこうということで、国の補助を受けながら、やっていこうということになってますので、なかなか県でというのは、非常に難しいのは現状です。

住民：すみません。今のその、なんとか中にPCBが含まれている内容物のPCBが含まれている部分も、今の話やとなかなか処理していただくのが大変なのかなということを知らせてもらってたんですけども、見つかったドラム缶がすべてPCBが入っているわけじゃないですよ。調べてないですよ、内容物全部。はじめに見つかったドラム缶なんかは、3個からそれぞれ検体をとって、混合して分析にかけて、結果を出しているというのもありますし、個々に1つ1つのドラム缶に対して、きちっと分析していただいて、何が含まれているのか、その中にPCBがあるんやったら、それはどういうふうな形で、保管していただいた後、最終処理していただくというのが、一番望ましいわけですけども。そういう中で1つ1つについて、調べていただかないと、これ全部ひっくり返して、ドラム缶全部PCBの内容物が含まれていますみたいだね、受け取れるような文面になっているので、それはもう少しきちっと整理していただきたいなということ。後、ここに書かれているのは、ドラム缶と木くずしか書かれていませんけれども、市道側のドラム缶が出てきたときもそうですし、処分場の上の方を掘削していただいた時も、油ぎった土砂なり、臭いのするものが出てきて、上の方でも保管していただいている部分もありますよね、廃棄物等でも。その部分に関してどうするのか全く回答いただけないので、それをどういうふうな形で処理していくのかということも、はっきり回答いただきたいなと思います。

室長：ドラム缶を全部240本程あるんですが、今それを分析する経費というのは、今のところ私どもは持っていません。だから、ああいう形の中で、処分まとめたいなというふうに思っております。

住民：どういうまとめです。

室長：入ってる、入ってない、ドラム缶はドラム缶として、処理していきたいなと思っております。できるようになったときは。

住民：どういう処理？PCBとして処理するわけですか。

室長：PCB を処理する時に、一緒に考えたいなと思ってます。

住民：そんな考え方おかしいじゃないですか。

室長：しかし、PCB の問題であって、

住民：PCB の入ったドラム缶のために、全体的に240本そのまま置いとくわけですよ。考え方がおかしい。

室長：いや、別に

住民：最小限度にして、残しておくのならさまざまな理解もね、するけどね。

室長：そうとうな金が分析経費いきますし、ちょっとそこらへんは堪忍してほしいなと思ってます。

住民：たちまち最初から、なんで3本に混ぜてしたのか、それこそ・・・でしょ、・・・、それこそ住民の税金を無駄に使っているんですよ。

住民：微量にしようと思ってな、いろいろ混ぜてきてん。

住民：結局そういうことですよ。そう取られてもしょうがないですよ。無駄に使ったんですよ。

住民：そして、このPCB なんですよけども、処理ができないような有害物がですね、どこから来たんかという、そういう調査されてますよね。

室長：難しいですね。

住民：けど、汚泥として、ドラム缶・・・

室長：本当の低濃度なんですよ。本当の低濃度なの。

住民：わかんないじゃないですか。混ぜてるんやから。

室長：だから、それが・・・

住民：そういうこと言わないで下さい。

住民：なにしろ、処理ができないという状況のもんでしょう。

住民：RDの汚泥調書があるんでしょ、ばあっと見たらどっからいつ何がいったのか、全部わかるでしょ。

住民：それ、わかってないの？

住民：全部わかりますで、あれ。

住民：そのために、この間から聞き取り調査やとか、

住民：あれで私が、平成7年から10年度のやね、県に報告したるやつが大幅に違うということ計算したんですよ。だから全部わかりますで、いついつか、どこから何がいったというのが。廃酸、廃油というのが全部わかりますで。

室長：今、おっしゃってるのは、PCBでしょ。

住民：だから、PCBはどういう会社が排出するかというのが、わかるじゃないですか。だから、会社名見たらわかるじゃないですか。

室長：PCBは排出しない、できないと思ってます。

住民：できない。できないさかいに、扱っている会社がわかるんじゃないですか。

室長：それは普通のトランスとか、それから、例えば県の機関でも、何々高校のところにあるから、それを厳重に保管してるとかいうことがありまして、工場でPCBはお前のところというもんじゃないんですけど。だから、変圧器にですか、そういう中に入ってますので、広く使われているみたいですから、今おっしゃることが、ほんまに、わかればありがたいんですけど、難しいんですわ。

住民：それは、わかりますわ。

住民：はい、他にございませんか。

住民：すみません。今この緊急対策の中では、仮置き廃棄物の適正管理という部分では、予算が足りないということですね。この前していただくと思って、PCBの含まれてないドラム缶とかを見ていただくと思うと今の予算では足りない。そうすれば、緊急対策という今年度の予算の中でできることだけ、予算が緊急対策で取れなかった部分に関しては、恒久対策で、恒久対策をしていただく中で出すということを考えていただけるとのことですね。県の案でもプラスチックで有害物を除去しますと、プラスチックの中に、それは入れていただけるとのことですね。

室長：PCBが入っているドラム缶が処分できへんさかいに、他に適正保管しようとしてますので、処理できるようになれば、出していくことになると思います。

住民：PCBが含まれてないということ？

住民：PCBと他にも何かあるんですか。

室長：今、処分できへんのがPCBが、ごく低量ですけど含まれてますので、処分できない。

住民：その200何本全部。

室長：いや、そうではないと思います。

住民：他のもんは無いの。

室長：1個1個分析してませんので、申し上げられない。

住民：PCBとダイオキシンとかあるんです。それは、措置命令かかってますよね。措置命令かかってますけど、それは処分しますという報告書があがったと思うんですけど、そのままどうなったんですかね。県が代執行するという予定だったと思ったんですけど。

室長：あの、西市道側ののとおっしゃってるんですか。

住民：西市道側のドラム缶を含めて。

室長：西市道側で、ドラム缶と汚染された土壌を除去しなさいということで、措置命令をかけてRD社が経営破綻をいたしまして、そして調査したら全体的に対策が必要やということで、A2案ですとか、E案とか、我々県がすすめているよりよい原位置浄化策ができてきましたので、処分場の西市道側を対象だけではなくって全体を対象にせいという措置命令をかけましたので、西市道側の部分については、もう消えてます。措置命令自身が。全体を直せということですので。

住民：そう簡単に言えるものなんですか。

室長：はい。かぶるわけですから。その西市道側だけをやらしても意味がないので、全体をやれという措置命令をかけてあるわけですよ。だから、かぶっている前のやつは、消えてるということです。

住民：前のやつは含まれると考えていいわけですね。今出されている措置命令のなかで。

室長：消えると考えてもらったほうがいいと思います。

住民：消える、なぜ後退するの。今後退してるやん。

室長：いや、全体が地下水汚染が流れるさかいにその全体を是正せんかいと、こう言うてますので、その一部については、変わりますんやなくて、消えると考えてもらったほうがわかりやすいと思います。

住民：それ要するに、撤去しなさいという措置命令やったと思うんですけど、もちろんその中で撤去するということですね。

室長：だから、消えてますんで。全体の対策をどうするかですね。

住民：また、問答や。

住民：全体はそうですけれども、全体の中に、この部分、市道側がこんだけやとわかってる部分を無くしてしまったということですか、消えるというのは。

室長：いや、RD処分場から全体の支障が対策委員会を通じて支障がこうやと。だからそれに対して是正せいという命令を出したわけですよ。RD処分場全体をめがけて。その一部の部分というのは、かぶりますので消しているということです。

住民：そしたら、全体を持ち出せということですかね。是正しなさいということですよ。

室長：だから、A案は全体を出せという案ですね。全量撤去案ですわね。原位置浄化策は、遮水壁を設けてやれよという案ですね。■さんがお作りになった粘土層修復案は、そのあそこをやりなさいよという案ですわね。だから、そのあくまでも全体をねらった話です。ただ、措置命令もやっぱり、経済的に合理的なもんでないとあかんよという規定はある。

住民：だから、それはもう出さないという、消えたということは、措置命令たんに出したけども、処分しませんよということですか。搬出処分は。

室長：だから、それは今、全量撤去の議論とか原位置浄化策で全体をとらまえて、どうするかとう議論になっているわけです。

住民：また、屁理屈や。はい、はい。

住民：ちょっとよろしいですか。気になることで3番、4番ですかね。処理能力、処理施設なんですけど、浸透水だけの処理をするということで、地下水はこれ処理できないということですか。ちょっとそのへんどうということかなと思って、ちょっと聞かしてほしいんですけど。

副参事：今の緊急対策で、考えてます浸透水と汲み上げられる井戸、既設の井戸から汲み上げて水処理するという事です。

住民：今、既設、井戸3本ありますよね。それだけということですか。

副参事：そうなります。

住民：他のほうはしないと。

副参事：ええ、今の予算上のやつはそうなります。

住民：ただ、単なる動かすという解釈ですね。それと、これ地下水をしない、つまりあそこの処理施設は浸透水だけのものだけであって、地下水は、今後とも。

副参事：いや、それはそんなことはないです。恒久対策どうなるかわかりませんが、地下水も汚染されてますので、地下水も汲み上げて処理すべきやということでしたら、新しく井戸を掘るなりして、処理するという事も十分ありうるというか、やらんらんかなと思ってますけど。

住民：ここに書いてんのは、緊急対策のみで、浸透水や地下水すべてを処理できるものとは考えておりません、という意味合いがちょっとわからない。

副参事：要は、既設にある井戸なり、水処理施設でちょっとでも地下水の汚染の拡散を減らそうということです。さらに減らそうとしたら、今おっしゃったように、さらに浸透水とか地下水を汲み上げるための井戸掘って、もっとどんどん揚げると、さらに効果があるんですけども、緊急対策ではそこまでは、考えてないということです。

住民：どれくらい効果があるんですか。ちょっと気安めみたいことやと金の無駄使いになる。だからどれくらいの効果があるのか。だからやるべきなのだと。それをはっきりしてほしい。中途半端なことはやめた方がよい。

室長：現に浸透水が汚染されているのをご存じですよ。

住民：はい。

室長：それを水処理施設で処理して汚泥が出てきたらそれだけの効果があったということですね。だから今どれだけ浸透水が通年どれだけあるかというのは、まだよくわからんわな。だからそういう中でね、なかなかお答えできない部分あるんですが、処理をすればするほど有害物が除去できるというふうに思っていたきたいなあと思うし。ひとつはね、今 さんがおっしゃるように地下水やっぱりした方がよいかなあという思いあ

ります。その中で今は地下水まであの井戸ってませんので、そこら辺全体の経緯を見る中でですね、できたらしたいなあという思いを持っています。ただ設計の中で全体計画わかってませんので地下水も下流の方で、地下水を取るような能力的にはあるわけですから、したいなあという思いはございます。

住民：やっぱり少しでも下流域へ流さないということで、広範囲の地下の、もちろん浸透水も、広範囲のものをやってほしいんですが。それは緊急の緊急対策やと思うんです。それで終わりということではないかと思うんですけど、そのへんは恒久対策の含めた話し合いということになると思うんですけどね。

室長：処理したい思いはあるんですけど、全体の中ですべきこと、優先順位はあると思うし、

住民：このままではちょっとお粗末すぎるかなあと。

室長：現状の水処理施設の運転するということですので、とられるかもしれませんが、動かせば動かすほど有害物が取れますのでご理解してほしいなあと思うんです。

住民：どうもね、定量的でない、お話がね。非科学的なお話、失礼なんですけども。動かせば動かすほどね、処理できる量が増えるわけやから、そりゃ良いに超したことない。今全体で処理すべきものがどれくらいあって、そのうちの何割がね、何パーセントが今回の緊急対策で処理できるかだとか。トータルの中でどれくらいの効果があるのかというのを明確にしてほしい。やってほんとにね、その効果が実感できるような期待ができるのか。それは気持ちだけで効果がどうもはっきりしないのだと、そしたらそれはやめてほしい、お金使って。そんなことやってたら、恒久対策を早くできるだけやってですよ、そちらの方に予算回す方が良い。中途半端なことはやめておいた方が良い。

室長：そういう考え方はあるかもしれませんが、現に水処理施設があって、機能があって、浸透水が浄化できるという機能あるわけですから、やっぱり動かした方がいいやろというふうに思っています。

住民：どれくらい金がかかるんですかね。

住民：試験運転やったときはどれくらい取れたんですか。

室長：14年の時にね、あの水処理施設はRD社が作ってますので、14年の時に原水がどうで処理後の水がどうやというようなことの資料提供、今日は持って来てないんですが、そういうものもございまして、19年の時にもしてるねやな。

住民：書いたるけどね、処理する前と後ではね、どれだけのものが取れるようになったんか。最初から無いものがね、ちょっと取ったからと言って、流れますとか言ったら、それこそ全体に・・・あるという中で、今度は割と汚れて無い水を一生懸命揚げて、処理

して、流して、基準通ってますと言うたかて、今までの話やないけどもどれだけ取ったかわからへんねやったらね、そっから取るものみんな取る・・・

室長：汚い水が何リットル綺麗になるかということですから、それは決して後ろ向きの話じゃないですわね。

住民：だからね、むちゃくちゃ汚いのがむちゃくちゃ綺麗になった、それが一番良いですよ。ところがちょっと汚れてみたらちょっと良くなる。その程度の水を一生懸命汲み上げてね、浄化して、流してね、全体の中でどれだけ処理できているのかと。それでこっだけお金使って良いのかとかね、そういうことを今■■■■さん言うてやったと思うんですけどね。だから、それはここに書いてあるのはね、そういう意味では私らわからんようなかっかで書いてるからどうですかと聞いたんです。例えば2番でもね、有害物漏れるの問題ないのかと書いてますけど、逆にそういう水が出てくる可能性は無いのかということですよ。だから、出てきたら別にそれで流しませんと言え、答えとしてはいいんですけども流せないような水が出てくる可能性があるのかどうかですよ。可能性があったら流せないでしょ。どうしようもない、こんなん出てきたら。流したらどうすんのということになってきますしね。前の時点では出てこなかったからとここに書いてるけども、・・・。

副参事：当然、実際流すまでには、もう一回水処理施設を動かしてみても入ってくる水がこれくらい、出て行く水がこれくらいで、ちゃんと下水道の受け入れ基準を満足しているというのを確認しないと当然栗東市さんの方も入れて良いということにならないんで、それはまた確認しますし、あと運転始めてからも水質のチェックというのはずっとしますので、安全は十分確保する形で運転したいと。定量的な説明というのはできなくて申し訳ないですけどもそういう考えでございます。

住民：今ある井戸で対応していくということですよ、とりあえず。私たちがわかりやすいようにしてもらおうと思うと、汲み上げる井戸の水質がどういう状態かと、処理する前の水ですね。それを集めてきて、この水処理施設で処理しましたと。処理した後の水はどういう水になりましたかっていうふうに、それぞれの井戸で水質が本当に水処理施設を通ったことで、どう変わったのかというのを実際の数字で見せていただく方が、項目、それなりの項目が必要ですけども、それの方が皆さんわかりやすいと思います。

副参事：何でもそうですけど、データ出てきたら、うちは全部公開でやってますので、その辺は出来るだけ図なり、グラフなりで、何かでお示しして、ご理解いただくようにさせていただきますと思います。

住民：結局ね、今のあの施設で、どれだけの水がですね、除去できて、どれだけの水が今の浸透水にあってですよ、どれだけ取れて、その処理した水が下水道に流せるかどうかまだ検査してないんですよ。それで下水道に繋ぐ繋ぐとおっしゃるけども。それは、能力アップはしないとおっしゃる。

副参事：当初の設計したときの入ってくる水、出ていく水。入ってきている水がこれくらいという設計があったし、

住民：それがまだわからないんですよ。

副参事：19年度に3回ぐらい運転して、確認はしてます。ただ、それも今現在はどうかというのはわからないので、

住民：確認して、それがそれでいいんですか。

副参事：それは、また今回やります。

住民：今回って、それ、データ出とったらわかってるじゃないですか。

住民：前、取れてない物質がありましたよね。

副参事：今はまだ出来てないですよ。

住民：カドミウム・・・忘れたけど・・・

室長：■さん、いろんなご意見あると思うんですが、あそこの水処理施設を動かして、浸透水を浄化するというのは、地域にとってプラスやと思うんですわ。だからそれを下水に繋ぐために県は努力を致します。そうしないと下流には流せない。これがこの地域のプラスやと思うんですわ。そのために努力させていただきますので、その下水が先か水処理施設が先とか言うんじゃないかって、これは水処理施設を動かして下水へ繋ぐという目標を持っているわけですから、そのため例えば機能が少し足りんねやったら、それはやっぱり無理してでも、補正予算をお願いせんらんかも知れませんが、それは今のところ大丈夫やと思ってます。しかし実際やってみなわからん。だから検査すると言ってるわけですから。ただ、下水に繋いで水処理施設を運転するという事は、これは喜んでいただける方、たくさんおられると思う。

住民：それでね、今心配してるわけ、こっちは。心配している中身というのは、例えば、当然ご存じだと思うんですけど、市のモニタリングなんかで、雨が降ったら出てくる物が違う、濃度が違う、そういう話がありますよね。そしたら例えば井戸から汲んだ水に入っている成分というのは、どういう物が入っているか全部分かっている訳じゃないんですよ。少なくとも地下水、浸透水で、検出されたことのある物が出てくる可能性があるわけですよ。そういう物が出てきた状態で、例えばどんだけの物がどんだけ、確実に処理できるのか。仕切れないものがあるっていうことでしょ。仕切れないもの。処理しきれないものがどう影響するのか。健康被害を及ぼすのか、どういうふうになるのか。それをそのまま地下水に流してしまったら、どうなるのか。

室長：下水ですね。

住民：ああ下水。だからそこを心配しているわけ。だからそのときに、だから具体的にどういうふうな数値でどのくらいになるんですか。少なくともあそこの場所で汲み上げれば、浸透水、地下水に入って出てきたことのある物は出てきます。過去の調査で出てきた物は出てきます。

室長：私どもも、下水道の受け入れ基準をクリアできない物は下水に入れません。クリアさせて入れる。これがこの地域にとってプラスになることやという思いで仕事をさせていただいていますので、またご助言、ご意見いただいて、なんとかそういう方向になるようにね・・・。

住民：だから、気持ちじゃなくて、具体的にね、数値として出してくださいという話ですよ。

室長：もちろん。受け入れ基準はこうです。だからこれをクリアしますということは、もちろん出します。

住民：極論すればね。もっと極端な話すれば、汲み上げた水が非常に汚かった場合じゃなくて、具体的にこういうものを混ぜた水を入れてみて、どのくらい浄化できたか。わざわざ汲み上げなくてもできるわけでしょ。シミュレーションとして。具体的に稼働させてできるわけでしょ。わざわざ、そんなものを作るのが良いのかどうかは別として、能力評価のためのやり方としてはある訳でしょ。

室長：処理原水を計って、そして処理後の処理水を計って、その数値を出した方が一番わかりやすいん違います。なにも関係ないような物質を、わざわざ入れてですね・・・。

住民：そうじゃなくて、関係ないものじゃなくて、過去のモニタリングで検出されている物質です。実際にそこで検出されているもの、非常にたくさんあるでしょ。それをすべて処理できる訳じゃないでしょ。

住民：本来、水処理施設というのは、公共用水へ放流するまで浄化できなかつたら、そんな値打ちないでしょ。それを浄化した処理水をですね、下水道に流さなあかんていうのは、そんなことは、そらあちょっと矛盾がありますよ。そらまあ、せんよりはましやろうけどね。

住民：はい、よろしいですか。あの、水処理装置、下水道へ流すということも大事かもしれませんが、住民としては、重点項目の1番、2番にあがってくるような地下汚染拡散の解決をずっとお願いしているんです。もちろん焼却炉の解体、これも皆さんのお願いで、今年度やるということですけども。地下汚染拡散防止というのは緊急の緊

急課題の1番のテーマだと思うんです。是非、緊急のさらに緊急という形で、少しでも対応していただきたいんですけれども。地下汚染拡散防止について。

住民：一つよろしいですか。

住民：はい。

住民：今の地下水汚染が、拡散、下流に流れないようにということで、できるだけ止めたいということで、今、水処理施設を稼働することによって、一定効果があるというようなことを説明の中にありましたんですけれども、水処理施設を稼働したときに、その前の、原水と言うんですか。前がどういう状況なのかということが大事だと思うんです。それはなぜかという、それがむしろ、汚れている方が良いというのはちょっと言葉的に正しくないかもしれませんが、汚れているものがきれいになったら、それはその状況と言いましょか。処分場の中の汚れた水がきれいになったということになるんだけれども、入ってくる時の物があまり変わらないということになったら、ひょっとしたら、汲み上げている物が間違っているかもしれない。ほんとに汚れている所のものを汲み上げていないということの可能性もあるわけですから、今の3本の井戸が正しいかどうかということも、考えないかんと違うかなという気がするんです。それは下流へできるだけ流れないようにしようという考え方からすれば、汚れた物をできるだけ吸い上げることの方が良いんじゃないかなと思います。汚れた物が汲み上げる方が良いというのは、ちょっと言葉がおかしいかも分かりませんが。

住民：今の意見でね、濃度の濃い所が現にあるわけです。あの、情報高校側の方の、ダイオキシンが2000倍とか、鉛が500倍とか出ている浸透水ありますね。あっくら辺は特に調べていただかないと。そして、その鉄塔側、昔あった鉄塔、今は無いですが、情報高校側は未調査区域になりますね。地下もまだ分かっていない。だから断面図も白紙になっていますね、あっくら。未調査区域と県の方もはっきりと書かれておられますね。そこの方がどっちかという地下の高さは低くなっているわけですね。ということはそこから外に流れている可能性が出てきているわけです。情報高校側へ流れている方が、経堂池側へ流れているよりも、情報高校側に流れている可能性がある。これは県の資料ですよ。県のちゃんとした断面図にはちゃんとそう書かれています。そういう図がありますから、もう一回見てください。そこをもっと徹底的に調べていただいて、その地下水を特に処理していただきたい。ダイオキシンが2000倍とか鉛が500倍とか、めちゃくちゃですよ。わかりません。

室長：また場所教えてください。ダイオキシンが2000倍とかというのは。

住民：県に資料持つておられますんで。

室長：いや、また■■■さん、教えてください。そこはちょっと記憶に無いので。

住民：分析資料、県からいただいていますので。

室長：また場所教えてください。

住民：そしたら緊急対策について時間過ぎていきますので、終わりたいのですが、どうしても一言、お話ししたい、質問されたい方おられますか。よろしいですか。そしたら・・・。

住民：あの、緊急対策かどうか分からないんですが、有害物のケーシング調査について、これは緊急対策では無いんですか。

室長：ではございません。

住民：緊急対策でない。

室長：はい。

住民：だから、まあ、一応回答いただけてますんでね、質問に対して。もし緊急対策でないのなら、時間もないと言うのであれば、まあ次回に回して良いです。これについてちょっと意見がいろいろあるのですが。まあ次回で良いです。それと、このさっきの浸透水の浄化の問題ですけれども、できればもう少し、全体を、木を見て森を見ずというような失礼な言い方をしませんけれども、全体の中で、どれくらいに改善効果があるのか、そういう、常にね、何か対策をおやりになった場合に、トータルとしてどれくらい効果があったのか、目標の何割まで行ったのか、そういうことをはっきり分かるようにしていただきたい。やればやるほど良いということじゃなくてね。何とというか、定量的にできるだけお話をしていただきたい。

室長：遮水壁をした上で、上の覆土をどれくらいするという、よりよい原位置浄化策でね、外からの地下水を止めるという形なら、もう少しはっきり言えるのかなという気がしますが、今そういう対策も講じない中でですね、なかなか難しいと思うのです。ただ、私どもとしては、今、水処理施設があって、そして、運転すれば、浸透水が少しでも良くなっていくという思いの中で、この事業を進めております。これが地元の方で、そんなもの意味ないということをおっしゃられれば、私ども地元にとってはプラスだと思ってやっていますのでね・・・。

住民：意味があるか無いか分からないから聞いているんです。

室長：地元にはプラスがないということであればね。だから、今申し上げたように、少しでも浸透水、今やれる範疇でやっつけていこう。そしていろんな風評被害みたいなものを少しでも解消していこうという思いがございます。で、それをこういう中でですね、応援をしていただくと、その、出来ひんのですわ。

住民：いやそら、応援するせんじゃなくてね。わからないから聞いているんです。

室長：だから定量的に、できるんならね。定量的にできるんやったら、またお示しできるんですけれども。しかし、地元にとっては良くなるんです。そうでしょ。

住民：だからその根拠を教えてくださいと言っているんです。

室長：だからそれはまたするけど。

住民：よくなるんですというのは分かります。

室長：そんなん出るんかい、今の状況の中で。だからどんだけ処理したら、どんだけ取れるということはわかるわね。

住民：まあ、処理装置だから有害物の除去率とか、いろいろ決められた性能表みたいな物があるじゃないですか。そういうものをちょっと上げてくださいよと。

室長：だから、やる前に示せという意味じゃないですよ。

住民：いやいや、やる前にほしいですよ。

室長：そんなん量とかどうするんや、そんなもん。だから、やる前にせなんたら、やらさへんということやとね・・・。

住民：車買う時でも性能表って出てくるでしょ。

室長：車買うのでは無いんですよ、これは。■さん。

住民：例え話じゃないですか。

室長：そんな例え話おかしいですよ。

住民：どうして。

室長：だから、今の話、ちょっとコンサルさんと相談しますけど。今、水処理施設を動かして、例えば、日量 50 トン処理したら、それだけのきれいな水が出てくる訳です。そしてそれによって汚泥が出てくる。そういう中で有害物除去しようと、こう思っています。そういう思いは、やっぱりまず第一義的に理解していただきたい。で、今おっしゃったことにも答えなあかんと思うけれども、今、■さんがおっしゃったように、それ答えん限り、さしたらあかんのやという話にはせんといしてほしい。

住民：なんやねそれ。一番心配しているのは、この質問書に書いているように、最初われわれあの装置を、RDさんが付けるときに、浸透水 83.7 立米 / 1 日処理しますよと。地下水は 21.3 立米しますよと。鉛とダイオキシンと COD だけに対応しますよということ、きちんと仕様書聞いているわけですよ。それで、こんな、いや何でもやりますよと言われても、ちょっとなあ。

室長：■さん、14 年の公表資料見てはると思うんですが、ねえ。使用前と使用後の資料提供の資料、見てはると思うんですわ。果たしてそうですか。どんだけ分析やってどうなったっっちゃうなことが書いてあったと思うんやけど。

住民：だから取れてない物質がありますわね。

室長：うん？取れてないというのは、それまた何か教えてください。

住民：はい、はい。これくらいで終わります。よく分かりました。これで緊急対策については打ち止めです。よろしいですか。

住民：すいませんが、もうちょっと詳しい説明とかは、していただけるんですよ。

住民：詳細設計というのは、今日話を聞いていただいて・・・。

住民：こちらも、いろいろ要望させてもらったと思うんです。焼却炉の解体の時は全部、上から下までとか、基礎まで全部きちんとしていただきたいということやら、覆土をシートにしたいとか、いろいろ意見が出たと思うんですけれども、それに対して県としたら、こういう方向でやっていくというか、もう少し詳しい部分が、それこそ浸透水を汲み上げますとおっしゃっている部分についても、どこの井戸の水を汲み上げられるのか。できたら、より汚染されている浸透水を汲み上げていただいた方がいいなという意見が、先ほど出ていたと思うんですけれども、そこら辺の細かいことが分からないと、なんて言うんですか、この場で「はい」という返事は皆さんしかねはると思いますし、ここにいてるメンバーだけじゃなくて、各自治会の皆さんにもきちんと説明が必要なんかなと思いますし。そこら辺の、この後どのように進めていこうとされるのが、全然見えないというか、どうされるつもりなのか、ちょっとお伺いしたい。

室長：まず、今日の話を受けて、上向さん、小野さん、北尾さん、中浮気さん、地元の住民さんに説明する必要があるのかどうか、それをお伺いした上で、説明する必要があるというのであれば、今日のような形で説明させてほしいと思います。そして説明して、ご意見を聞いた上で、今、設計進めていますのでね。設計の中で、ある程度、整理ができたらまた説明をさせていただきたいと思います。その中で、この事業は、今ほっておけないものを何とかしたい。要するに実施計画でやるならば、例えば焼却炉の撤去を実施計画でやるならば、国から 3000 万とか金もらえる訳です。しかしこれはまったく単費

でやらんならん訳です。そういう意味では、相当無理しています。だから地元の皆さん応援してほしい。焼却炉撤去せい。そういうことで応援してもらわないと。答えになったら「ノー」とか「イエス」とかいうのじゃ無くて、これは応援してほしい。そうせんと、こんな厳しい財政の中で、何もできまへんで。何にも。今、ダイオキシンが飛ばんように焼却炉責任持ってやると言っているわけですから。そこは応援してください。

住民：だれもやったらいかんなんて言っていない。

室長：はい、ありがとうございます。

住民：その中に、ちゃんと早くやってくれと書いているじゃないですか。心配なところをはっきりさせて、きちんとやってくださいと言っている。それ以外は、さっさとやってくれ言っているわけです。

住民：わからんから、ちゃんと説明してほしいと言っているわけです。

室長：今の説明でノーとかおっしゃったから言っているんですよ。

住民：すいません、そしたら、部長さん緊急対策についてまとめてもらえますか。お願いします。

部長：今の話に尽きると思うのですが、やはりこれだけ厳しい財政事情の中で、やはり2億円近い予算をですね、県民の皆さんに認めてもらったわけですから、それはやっぱり我々責任をもって執行する必要があると思うんです。本当に、そういう中でわれわれの責任もありますし、皆さん方にも、やっぱりこれが、県がなけなしの中で一生懸命工面したこの緊急対策をですね、やっぱり実のあるものにして、執行していくということが一番大事だと思います。いろんなご疑問、ご意見あります。しかしやはりこれを一つ一つつぶしながらですね、やはりこう、せっかく本当に県域全体からいただいた税金を今積みませてもらっているわけですから、これを何とか執行できるように、我々もがんばりますので、どうかその辺はご協力、疑義があれば一生懸命説明しますので、疑義がある場合にはまた言っただければいいんですけれども、とにかく一日も早く緊急対策を打ちたいというところがですね、どうか分かっていただきたい。それが必ず地元にとってですね、定性的で申し訳ないですけれども、必ずプラスになるように、我々も執行してまいります。それが執行できないで、繰り越したりあるいは予算が流れたりということだけは、本当にしたくありませんので、それだけについては、どうか基本的なところだけでもご理解とご協力はよろしくお願いいたします。

住民：はい、ありがとうございます。すいません。今日話聞いていただいたということで、次回詳細の設計をいただけるのはいつになるんでしょうか。それだけちょっとお聞かせいただきたい。

部長：ちょっと今、いつということを明確に申し上げられませんが、現に今日、コンサルも来て、つぶさに皆さんの意見を聞いておりますので、設計作業を今進めております。その中でこれを反映して、こういうものはできる、こういうものはできないなら、なぜできないのかということをご説明いただけます。それはお約束いたします。日はすいません、申し上げられませんが急ぎます。

住民：はい、ありがとうございます。

住民：後日、いつ頃というのは、また連絡いただけますか。

部長：ええ、その辺は作業の進捗によりまして、ご連絡さしあげたいと思います。

住民：今日の話し合いの中でね。住民側がいろんなことを言いましたよね。おかしいんじゃないかとか。けどね、実際にそういう疑問をね、きちんと処理していただけたら、もっと良いプランができると思いますよ。それを反対しているというふうに捉えるか、住民の言っていることを理解して、それを計画に反映するかで、全然違うと思います。我々から見て問題であると思っていることを話している訳です。それをもっと解決の方に結びつけていただければ、さらに良い計画ができると思います。実際にできると思います。それからもう一つ、今こうやって話しているのは、今年の2月に予算として取ったもの話ですよ。もう半年もたないうちに来年度の話が出てくるわけです。そういうことを見据えて、次の計画の段階の話も含めて、今後話していかないと、予算の中身だけでね、出来ることが決まってしまうわけです。だから次の計画について、もう少し次は話していきたいという希望を持っています。

部長：いずれにしても、今、世の中秋の気配になってきましたけれども、役所の仕事からしますと、もう2ヶ月もすれば、予算を財政当局に出すという時期が来ます。これはもうそういう時期になるんです。1年1年そういうふうに回ってきますので。そんなに実は先じゃないんです。そういうことも踏まえてですね、今おっしゃったことを、私ども受け止めています。だから年々、再々ですけれども、予算が厳しくなっています。これはもう嘘じゃありません。現に、今我々も来年に向けて大変な作業をやっています。全体でしてはいますが、ほんとにもう1万円、2万円をどうやって出そうかという場合もあります。それで、延々5時間6時間議論することがあります。そういう中ですので、やはり予算をしっかりと実のある物にして、しっかり執行していく。それがやっぱり求められますし、たとえば22年度予算をどうしていくのかという問題ですね、もう目前にきていますので、その所は、そんなにのんびりとしていることはできないわけです。

住民：その中にね、やはり住民の意見を、少しでも組み入れてほしいと思います。

部長：それは、最大限組みたいと思いますけれども、先ほども申しましたように、いろん

な中で、前も申しましたが、県全体の予算の中で私どもの部も動いておりますので、そういう中で、一日も早く手を打てば、それだけやはり効果も早く出るし、やはり予算的にも早く理解が得られる。そういう時期が、やっぱり早ければ早いほど良いと思いますので、それについてはですね、ご要望はしっかり受けますけれども、できないものはできないと、それははっきり申し上げながらですね、早く打っていきたいと思います。

住民：ありがとうございます。これで終わらせていただいてよろしいですか。よろしいですか。はい、これで終わらせてもらいます。長い間ありがとうございました。

以上